

法と文学

—文学作品を介した法的想像（下）—

Law and Literature

— a lawful image in literature (Ⅱ) —

大嶽 浩

OTAKE Hiroshi

目次

1 序	4 社会的領域の想像（以下、本号）
2 はじめに	5 おわりに
3 個人的領域の想像	6 総括
	7 最後に

4 社会的領域の想像

—対想像が融合した「新しい想像」を、〈現在に〉体験する法の初学者は、法的想像力の観察が、〈未来に〉容易になる—

一般に、真理（至福）の「ホン」を、それとその「周辺」との双方向での「交流」関係を間接的に追究することで実現させた、一つの「至福の達成（社会的啓発）」の先駆者としての、〈過去に〉おけるよりも、〈現在に〉「よく」至福を体験する「作者」は、常に、その提示（先行の対想像）を幾度か、重ねることで得た「特定の、一の想像」の、複数の達成例が、そのまま読者（初学者）に、時間差のない一斉の受容的な想像としての、「田毎の月」的な読解の基となり、〈現在に〉複数の至福を同時に「例示」している。

したがって、そうした時間的現実を超越した多くの、一の、常に新しい複数の想像を、最近接の直前の、〈過去に〉発祥した一事象と比較してみれば、〈現在に〉「よく」体験する法の初学者は、自立性ある法的な想像力事象の観察が、〈未来に〉容易になる。

a. 正例題・その3

星新一「妄想銀行¹⁰⁶⁾」は、まずは最初に、個人的な「感性」にもとづいた自己の意欲・欲望を、日々高めている多くの読者が、それぞれに自己の想像と作者の《「先行の」従たる想像》との関係について、〈現在に〉「田毎の月」的な「選択」行動を採らざるをえないほどに、多くの、想像事象の出現に至った基材を読者に提供する。

ついで、社会的な「平等（正義）の実現」をめざして行動している人は少数とはいえ、その人たちが、自己の任務の「内容」を、＜現在に＞すでに具体的ではあるが、＜未来に＞より明瞭にすることを目的として、時間的・場所的の文化的環境の影響を大いに受けている多くの「先行の」、従たる想像事象のうちから、特別に一つの「姿」を示し続けている、と解釈する限りにおいて、読者は作者の社会的な「啓発」事象を、＜未来に＞批判的に体験できるのであって、そこには「正解」と推察される「答え」が同時に、複数存在することから、現実としてかならず、一つを選ばざるを得ないのであり、特に技術的な側面で、たとえば「裁判官による法発見¹⁰⁷⁾」のような作業・任務（想像）が、示される。

b. 主体像・その3

任務の内容を予想する「人」は、読者たる自己の意思に基づき、対立するか、あるいは共存するかしている自立した二人一組の、二人のうちの、どちらかの「人」であり、その二人の役割が全くの正反対であるかたちをとらず、二人の自己の意思とは無関係の処で、両役割を一体で担う、両性具有の「人」を設定し、《旅をすることを積極的には望まない、保守的な人。現状維持派的な人》すなわち、「平凡な人」を前提にした、

1. 「都会に住み、《現在の制度を、社会的にそのまま、よく利用する人》」と

2. 「田舎に住み、《理想の人生を、個人的に設計して、よく変更する人》」

との仮想の対抗的關係から生じる一人の「人」の想像の、空間的な比較が行なわれやすいし、区別が容易な「人」である。

c. 反例題・その3

しかし、カフカ「隣人¹⁰⁸⁾」は、「私」の商売上のアイデア（想像）が、すばしこい隣人の、ほとんど犯罪行為といってもよいかもしれない電話の盗聴によって、かすめ取られ、また、毀損されることが幾度もあり、困惑、憤りを感じながらも、隣人の役に立つ自己を何処かで納得することで、そのままに自身の存在と想像事象に関与できる自身の価値、環境に満足する。

いわば「共依存¹⁰⁹⁾」にある「私」と、隣人との、二人の、一組の《周辺（背景）を考慮しない》という関係について、単独の事実を重視した物語を展開するかたちになっていて、二つのものを比較するというかたちにはなっていない。

4-1 社会的な想像

1 幻想と正義

—正義と未来—

幻想の諸事象は、夢の諸事象が個人的領域にとどまるのに対し、空想による個人の根本的体験にもとづいて出現するものであるとはいえ、＜現在に＞作者・読者共通の歴史を背

景にした、社会的に同一の基本的体験を共有し、〈未来に〉個人的「想像力」出現の契機となりえて、また、個人的な領域に在る夢とは異なる広義の「想像」事象であるために、核心と周辺の交流の過程で「正義の実現」をめざす、〈未来に〉たとえば「最初の授業」でのその実施方は、「事実」そのものの表明ではなく、ただ一つの具体的「案」の採用なのであり、結果として想像の周辺を占めることになっているからこそ、具体的な想像力の発露・育成については文学作品に託さざるを得ないのである¹¹⁰⁾。

しかし個人的には、〈現在に〉「田毎の月」的である、諸・実施案がすべて、実現の可能性があるかどうかはさておき「事実」の移ろいややすさが、個人的資質による「事実の確認」という主観的なかたちではなく、そして、社会的には、客観的な知識などではなく、感覚によって判断するときをまって、五感のすべてを育成、洗練して、真に人間らしい人間になれる可能性の「現在化」によるのであり、〈現在に〉正義を実現するそれぞれの物語として初学者の社会的啓発に有効である¹¹¹⁾。このことはパスカルが、人間(読者/初学者)の立ち位置を「無限と無との中間者¹¹²⁾」と規定したように、人間はもともと想像力の主体となりえるのである。

— 客体と自己 —

さらに、夢とは異なって、初学者それぞれの姿勢・能力に応じて、〈未来に〉せつかく初学者の人数に相当する数だけ用意されることになる多彩な実施案は、一方において、〈現在に〉「この世にはこの世の限度というものがある」ことをも認めざるをえず、それは多数の中から、一つの選択をせまられることを意味し、他の多くの健全な「案」(想像)の出現は、豊かな想像を育成する可能性を秘めているにもかかわらず、初学者にとり個人的な「自分だけの主観的真実に純粋に生きる」ことのために、文学作品を一つ利用せざるをえないという、社会的な「あきらめ」を強いられることにもなる¹¹³⁾。

しかし、想像力の客体たる一の「想像」は、どこまでも相隣的に存在する他の想像によって生かされている他律的な存在であるから、初学者にとり個人的に意欲的でありさえすれば、社会的な機運にのる「文学と実生活を一致させる」ことが困難な情勢であろうとも、他の「想像」は手つかずの生のままの想像であることもまた厳たる事実であるから、一の「想像」に直接隣接する想像を除いた残余の想像の共通のところを、再度拾い出し、かつ、整理しようとする動き(力)を継続できれば、そこに健全なる想像力の出現をみることができる¹¹⁴⁾。

— 「みる」と「他人」の物語 —

ショーペンハウエルによると、文学の社会的な目的/使命として、詩人について詩人は「詩人」が「みる」さまざまな人間の性格や境遇を、哲学者や法学者とは異なりひとの想像力に人生そのままに、「他人」の物語として描いてみせることであり、それらすべてを活

動させたあとは、各人がそれぞれの精神的資質の及びうる範囲内で、きわめてさまざまな資質の人々に、ひとしく満足を与えることにある、という。これに反して哲学者は「詩人のようなやり方で人生そのままを示しはしない。彼はそこから引き出してきた整頓された思考をもたらし、その上で、彼の読者が彼と同じように、また彼と同じところまで考えを進めることを要求する。このことのために、彼の読者層はすこぶる小範囲に限られてくる」ことになるのである¹¹⁵⁾。

というのも、文学はなにをおいても、その目指すところのものを「先行的な、作者の想像」として、まずは秩序の現状は「すべての、個人の「現在（存在）」が社会（他人）の感性によって活かされている」という事実を前提にして物語られているからで、そのため、文学作品が「作者の想像したもの」として作者個人の、個性ある意欲に満ちた文学的想像（力）により、正義の周縁から核心に至るまでを総体的に「法体験の旅」として「観察する」ことが、まず、必要である。そして、「対象を観察する」という実践的作業には、論理的に筋道を立てて仮説を練り上げる思索的作業とならび、科学にとって欠かせないのは当然のことであるが¹¹⁶⁾、また、正義の感覚についても重要である¹¹⁷⁾。さらに付けくわえば、個の生活（日常）を科学的に考えるには日常性から出発することも必要であり¹¹⁸⁾、本人自身が変化することはもちろん、感覚も絶対的な変化をすることに意をはらわなければならない¹¹⁹⁾。

2 現在と未来

—未来と啓発—

ただ今の、この「現実」が現実としてその位置が認められるのは、＜過去に＞この過去が歴史的遺産として評価を得ている知識（経験）に基づいて成立している場合のみに限られ、その場合限られた「現実」は「実直に「在る」」ことになる。その経験を多く詰め込んだ「実直な現実」は、未来に向けて、＜現在に＞「想像」事象を時代感覚に添いつつも批判的に扱うという本質的な側面を重視するが、他方において「準備・提供される、つまり歴史の墓場に眠っていたはずの幽霊を、現実が呼び覚ます¹²⁰⁾」という技巧的なことをも要求されるが、これは想像の活動が本来的に自力ではなく相隣関係にある周囲の「なにものか」に左右されていることにあるからで、個人的には時代の文化水準にまで自己を高めたあとは、それを、社会的な時代感覚に結び付けることにあるのみである¹²¹⁾。

しかしながら、文学的な想像は、確実に、＜現在に＞複数の、たとえば数学的な、そして政治的な教養との相隣関係から、つまりは「交流」をとおして「押し出されてくる」のであるが、その折々の押し出しは、それぞれにその時代感覚を背景として現実味をもって顕れてはいる、ただ、「古典を真に活かし得るものは現代の創造的精神のみ」で、教養はその根底に「一定の文化の理念並びに人間の理想」を予定するから¹²²⁾、＜現在に＞格別に大切なのは社会的、特に政治的教養を高めることではある¹²³⁾。

—既習者の学習とアリアドネ的体験—

学問の進歩は、「いろいろな知識を、ことばを聞き書物を読む、あるいは公式を使うことによって学ぶことができるような形に変えていくという過程¹²⁴⁾」にあるといわれるように、文学の分野では、「既定の秩序に変更をくわえる」という物語を個別に、数おおくものにしていくという特性を持つことで、法の分野での学習者—なかでも、既習者—が、《秩序の維持》を優先して学習する機会が多くなり、《形を変えていく過程》を踏む体験が少なくなりがちであり、その穴を埋めるべく、文学は代替する。

しかし、つまりは、「文学 (literature) が、哲学や歴史から切り離された独自の文化活動とみなされるようになった」のは、ヨーロッパにおいても、高々この200年のことにすぎないといわれ、それ以前の文学は、「文字で書き表されたもの (=学問) についての深い学識、知識を意味していた¹²⁵⁾」のである。また、すべての、芸術の創作の過程の最初は「甘くないざない」であるとともに、個別的な創作者への「道」という面においても、多くは甘くないざないであり¹²⁶⁾、他方、学習者にとっても「よむ」ことにおいて「幸福ないざない」ではあるが、多くの学習者は、幸福をめざして「迷宮に迷い込み」、その脱出に、「真実の口」に手を出す前の顔 (=番人) の質問に対するアリアドネスの思い切った「ここを抜けて、自分がなりたい自分になるの!」という意欲的ではあるが、抽象的な発言にとどまるのを、具体的に物語ることのできる文学上で体験に置き換えることで効果・理解がみられるように、<現在に>その利用が期待される¹²⁷⁾。

—空想と正義の無限性—

確かに、科学 (学問) は「経験と理性とをもとにできてゆくもの¹²⁸⁾」であって、現在の確実な定住 (幸福) から距離をおいた将来においてもその状況を確実に維持できるかどうかは、<未来に>「不確実な位置」という状況において判断されるのであるから、幸福の実現を果たすことは、実現を不確実な、将来の社会にゆだねるという点において、個人的な学習者の自由な発想はその対象を制限せず、無限とし、結果的に社会的には空想的であってもよい、といえるだろう¹²⁹⁾。しかし、人は一般に、理性と経験とは同時に、等しく尊重されなければならないのであるが、現実にはアリストテレスの「人間の本性とはヌース (理性) である¹³⁰⁾」ということからも、そしてまた《現在を生きる人 (学習者) 》は案内の作品が「予測」された「未来」から照射されている「現在」が理性的に物語られている、平等・正義 (・理性) を扱う文学作品であると信じていればこそ、ヘーゲルが彼の『法の哲学』の「序文」のなかで「理性的であるものこそ現実的であり、現実的であるものこそ理性的である¹³¹⁾」ということからも、統一的理性の追究に力をいれて、経験の具体的例示がおろそかになっている「事態」を招いている (—半面、別の形式での利用の向上—)

にもかかわらず、あまりにも異議をはさまないでいる。

そうした事態にあり、特に、初学者が「法的な言語と論理をとおして…法律的な“現実”をみる（こと）□になれていない¹³²⁾」状況は、不自然ではなく当然の現象といってもよく、彼は、正義の女神ユスティティアの「法の秤と正義の剣」の使用法について、多数説で、おそらくは正説である、剣は「外部からの影響を排除する」ために所持しているというより、むしろ少数派の意見（想像）である秤は「秤の均衡がとれず片方の皿があがったままのときに、その皿に剣を投げ込む¹³³⁾」ために所持しているという、二つのうちに・あいだに、一のかたちを物語ることのできる作品であればこそ、無限の《未来》の可能性（想像）から、＜現在に＞一つを選択（体験）ができ、逆説的に「けたはずれに強い正義感の持主」は「自分が正しいと信じている」からこそ、民事でいえば示談（和解）は不可能であり、争いが「ながびく」というかたちに変化することになる¹³⁴⁾。

4-2 社会的な教養

1 世間と役割

—世間と法的思考—

およそ日本では「都市」と「農村（田舎）」との関係が、「城壁によってへだてられ、対立して把えられる¹³⁵⁾」歴史をもつ西欧とは異なり、それほどに区別が明瞭でないために、せつかくの表に現れる都市生活者の自立を図ろうとする独自性について、好意的な《重き》をおこうにも、そのような《動き》が、認められてこなかった。しかしその代わりに、この両生活圈は、意外の、物理的・精神的な「近さ」を維持し、日常的に煩雑に「交流」した《ながい歴史》を持つことになり、その交流を通して形成されてきた、古来からの「日本人の生き方を支配してきた《個人個人を結ぶ関係の環》である《世間》という枠組み¹³⁶⁾」が現代資本主義社会にいたっても、＜未来に＞近代的な社会システムが設営されるのをまつことなく、ただ今の、＜現在に＞優先されることになり、以前にもまして、さらなる強固な社会的システムとなってきた。

たとえ、生活環境が大きく異なっていようと、そのようにながらく2生活圈が並び立つことができたのは、ともに「その時代の『正解』に惑わされず、新しい『別解』を示し（つづけ…）¹³⁷⁾」、かつ他者を斥けない、より寛容な環境を組成して、＜現在に＞社会に引き継がれているからであり、それは伝統的な賢慮・実践知として「華々しく社会をリードすることではなく…事後処理的ないし予防的な地味な活動にあるとみるべき」ものであって、この《地味な役割（具体的発案、想像）》こそ、文学が得意とする領野で、法的思考の、固有な守備範囲を、カバーしている。すなわち、想像（Imagination）の本質にはそぐわない、法的思考の「地味な役割」の多くを、文学は補完することができるために、一部否定的な見解もみられるが¹³⁸⁾、ながく引き継がれているといえる¹³⁹⁾。

—中心と周辺—

ながい基本的な、「都会」と「田舎」の時間的《比較／交流》—日本(東京)であれば、「…いくつかの同一中心を持つ地区に手ぎわよく分けている…¹⁴⁰⁾」その営為に、「都会」をして文明・学問・野心など、そして「田舎」をして平和・無垢・後進性など、といったイメージを結びつけ¹⁴¹⁾、そのうえで都会こそが社会(学問)の中心であるとして、都会の周辺である「田舎」を吸収するべく、都会が先導して、「田舎との一体化の動きを強めるなかにおいても、それでも周辺の「ナマの生」を中心に誘引し、かつ中心からは統一的「真理¹⁴²⁾」を周辺に向けるという歴史的な役割を担ってきたこと—が、文学的表現で伝えられてきたが、要するに都市の《文化が周辺によって活性化される》経緯が後世に受容されていることを物語っており、都市と田舎は、どちらも相手が必要とする共時的な構造を遺している関係といえる¹⁴³⁾。

物くさ太郎の文学的「遊び」では、《都に出ると、人が変わったように活動的になる》物語のように、古くから庶民にとっては《都会》は「あこがれ」でありつづけるし¹⁴⁴⁾、また、別に ディルタイの「ゲーテと詩的想像力¹⁴⁵⁾」では、中心から「…円周に向かって間断なく…」発信されるものは円周に近づくほどに、より、具体的に現実性を帯びた一の事例として、〈現在に〉一応は明示されるがその完全なものは、究極の周辺の境界線が、〈未来に〉消失することになり、結局は「ものごとの現実のすがたは、中心がいたるところにあり、円周がどこにもないひとつの無限球体(で)…(中心からの、具体的「策」を説示する諸)想像力が無力なものになる¹⁴⁶⁾」ほどに、逆転的に必要にならない。

—「ふり」と演技—

さて、文学作品(厳密には芸術)は、《かく／よむ、の個人的レベルでの基本的(根本的)行為をもとにして、その上でさらに、みる／演じる、の社会的レベルでの発展的(総合的)行為をかぶせる》かたちで、〈現在に〉おこなわれている、先導的な文化的・社会的総合体ではあるが、その総合性ゆえに、さらには、「ペルソナ(を)…自分自身で意識して自分でつけたり外したりする」ことで、〈未来に〉演じられる、その「役割」が、ただ単に「ふりをしてすます」のではなく、無限の連鎖をつくっている様々な事象を、〈現在に〉示すことが期待され、また期待のみならずその期待にこたえた実現であるかどうかは別にして具体的に実現しているとみなしてしまうことが可能でもある表現体である¹⁴⁷⁾。

また、「ふり」の「下手な『ふり』から高度に創造的な『ふり』までの間の中に、自己を投影し、互いに互いの、相手の「ふり」を侵食する」という、二重の二面性を肯定できるのは¹⁴⁸⁾、虚構である「イメージの世界」が現実の物理的制限を超えて、大きく飛翔できる可能性をもつことを、肯定することと同一であり¹⁴⁹⁾、〈現在に〉存在しない虚構を組

織的に承認できるのは、想像力が「現実界を空無化するところに成立する意識¹⁵⁰⁾」であるからである。

2 権威と役割

—役割と「田毎の月」—

ついで、ひろく、人間が「特異な存在」といわれる所以は、「《自己が自己をしりあう》ことができる¹⁵¹⁾」からで、そのための学習に客観的な《手引き》が歴史的に継続して、提供され、用意されることは当然のこととして、それらが単なる解説書などではなく、「唯一の解釈などあるべくもない」ことをしらしめてくれる¹⁵²⁾、本来的には、〈現在に〉個人の教養の範囲にあるものが、《未来から》社会的な権威として、〈現在に〉予告してくれるであろうもの、それが文学である、といえる。

たとえば、たとえ田舎で散策する人が見上げる天空には一つの月しか存在しなくとも、「月は無数の田に一つ一つ自分の影を映しながら、それ自身ではそのいずれの影からも、またその総計からも超越している¹⁵³⁾」事象を呈し、その理解には、〈未来に〉自然法をどのように捉えるかの議論より、自然法が提起した問題を、〈現在に〉正しく受け止めるべきであり、『田毎の月』という美しい日本語を駆使する文学作品の想像例を体験するのが最適である。というのも、すべてに同時に月が映るわけではなく、散策する人を追いかけることになるからである¹⁵⁴⁾。

—終焉と目的—

田舎から都会へ「幸福」の解明を求めて出立した人の想像力は、旅程先地の社会的権威の威信が高ければ高いほどに、そして自然環境の厳しさが強ければ強いほどに、各種の作用、濃密な効果は、旅人により、より具体的かつ明瞭に提示される—たとえば、カントによれば、「暗闇の中では、我々の想像力は、明るい光におけるよりもたくましくはたらくのを常とする…¹⁵⁵⁾」—が、その擬制された《高み》は、《現在の》秩序を破壊し、混乱を招く危険性を内包しており、たとえ「旅」の効果が無尽蔵で限界がないものであっても、現実の世界における作用は、目的を達成し、どこかで一つの終末を迎えることになる。

さて、《「知る」ということ》は、ヘーゲルにおいては、『現実性』を『終わり＝目的』から見ることによってその合理性・必然性を確認すること¹⁵⁶⁾である。すべて、現在の「始まり」は、始まった時点ですでに過去をもつ現在であり、未来には直接関与しない、いわば第一の基本「現在」であり、その現在に横滑りしている第二の「現在」は、〈未来に〉どこかで、いずれ目的に達することで、その終末を予感する役割を担う「修正された現在」—そこは、「論理」は必ず「流れ」を伴って現れるものとし、「流れ」を「《始まり》と《中間》と《終わり》を持った一つのユニット」とあらかじめ設定されているところ¹⁵⁷⁾—であり、そのどちらかの最・先端には誰も到達したことがない二本の道が出会うと

ころに、この通用門が、〈現在に〉存在できるのは、ほんの一瞬間だけである。つまり、過去の知恵と将来の希望を結び付ける処（—想像の発生—）は瞬間で、原則的には、この「基本的装置」である「通用」門だけである¹⁵⁸⁾。

—予測と権威—

さらに、バーナード・ショーは、自身、劇を書くのは、《世の啓発》のためであり、そのために《新しい思想》を説くのであり、また、各方面の制度を改めるには、それを運営する人間が、まず、改まらなければ、予測する目的に、到底到達しえないともいう¹⁵⁹⁾。特に鋭敏な文学者にあつては、組織のなかに立場を得ていながらも、《独立》した立場で、社会に対して、〈未来に〉理想の姿をえがいてみせることができるという特権と義務があるといえるが、これは「法と文学」という一つの世界の立場からすれば、特別なことではない。ゲーテは権威について、「権威。権威がなくては、人間は存在し得ない。しかし、権威は真理と同様に誤りを伴うものである¹⁶⁰⁾」と、作者の最・最初としての権威の権威性と真理の真理さを、原始において、すでにして疑っているのかとおもえば、かれは別に「権威がなければ、人間は生きてゆけない。しかし権威は、真理をもたらすとともに誤謬をもたらす¹⁶¹⁾」というように、原始においては真理性をうたがわず、ただ、作者による従たる対想像は、この世に出現した権威ある最初のものとして歴史に名を残すが、次行の主たる対想像は完全に先の対想像に成り代わることはできず、その限りに於いて権威ある作者による元・対想像は、後代の読者に真理と過誤を連綿と受け続けさせることにはなるのである¹⁶²⁾。つまり、必然的に、「…（特別に）美しい風景ではない、（普通の）生活空間の客観的な（時間的）描写（や）、西洋の小説に必ずや描かれている登場人物とその環境や居住の場所的描写…」が重要視されることになる¹⁶³⁾。その結果、空気の異常をいち早く察知して坑夫に、《危険》を知らせるカナリアのように、きたるべき時代の危険をいち早く察知して作品に取り込み、《未来の》社会のそこで発生するであろう普通にはありえない現象を予測してみせた物語が注目され、具体的な《現在の》社会の警告や警鐘になりうるのである^{164)、165)}。

ついで、カフカは「掟の問題¹⁶⁶⁾」において、当該社会に掟は長い間よく守られてきたが、それは支配者が自分たちに都合のよいように解釈して、積み重ね、伝えてきたから、つまりは努力したから、破られなかったというだけのことであって、他方、民衆は先祖たちが支配者の行動を注意深く見守り、記録も残してきており、その「膨大な事実」からして、彼我の法の認識に、共通項を少なからず見出すことができるのにもかかわらず—それらの整理方法が杜撰で、「未来への」方針（展望）にいたらないところが多く—、つまり、努力が足りず、〈現在に〉掟を知らない現状となっているのであるが、それを「知らされていない」と受け止めるが、すこしばかりの積極性（批判の勇氣）をもてば、掟は民衆の「知っている」法になり得るのである。この点において、法分野においては、法の理解に

文学作品が介入することは、特に初学者にとり心強い。

5 おわりに

—文学的想像を、〈現在に〉「よく」観察する法の初学者は、法の創造が、〈未来に〉容易になる—

一般に、法の初学者が文学作品を法の理解のたすけに利用するのは、先に出現した《過去の》従たる対想像と、自身の読者の立場での読解による《現在の》主たる対想像との両者を比較することで新たに生じるであろう、《両者に共通で、健全な、よい「何か」》を、積極的に認識できることになるからであり、さらに、それとともに、作者が、〈未来に〉市民による「法の創造」の抛り所になるような配慮・社会的仕組みを、消極的・無意識的であろうとも、結果的ににおいては、作品内に仕掛けているからである。

そのため、この作者の消極的姿勢に比し、読者が社会の実相の解明のために、〈現在に〉ふさわしい解決・妥協案を想像する、その姿勢は本来的に積極的であるため、消極性を補うためになされる両者の思惑の異なった協同作業は、読者の意欲（想像力）をよりかりたてるため、総合的にみて、より効果的である。

a. 正例題・その4

星新一「名判決¹⁶⁷⁾」は、読者が「三方一両損」事件・紛争の解決（策・案）として出現する、次行としての想像は、先行の想像する・裁判する人の「名」判決との、《現在の》「美名」評価に、一方的に圧倒され、法学習者（市民）の立場からして、現在の社会システムのどこそこにも不備／矛盾があるであろうにもかかわらず、《現在の》体制内に取り込まれてしまって、すべての人に根本的に備わっている「想像の芽」を摘んでしまうかもしれない危うさを増大せしめ、広く、我々読者に押し付ける。

つまり、そのあまりの「美名」の世評は先行して想像する人の「高み」を招くであろうから、それを防ぐためにも文学作品を利用（読解）することで、〈未来に〉活かされる「三方命得」的発想の体験（利用法）を、〈現在に〉探ることが要請されるとともに、〈未来に〉学習者が《現在、過去の》出現を検討（想像）することで、社会一般に膾炙している「高み」感覚を少なくとも、〈未来に〉和らげることを期待できる¹⁶⁸⁾。

b. 主体像・その4

一般に、人は、いったん特定の立場に組み入れられるとその立場の意味に囚われる傾向があり、特に司法的職に就任すると往々にして「高み」の感覚を抱き、（批判的な）想像の出現を自ら制約しがちになるが、よき文学作品は国民の司法参加の拡大につれ、逆説的に想像の質が劣る—たとば、茶の間の正義に墮する—ということのないように、

一般国民の、裁判する「人」のあるべき姿を指し示し続ける。

そのため、想像(裁判)する「人」は、特定の権限を付与されている職業裁判官のみならず、すでにしてかつて(刑事)裁判員であったが、<現在に>任を解かれている一般市民も含む体制になっているからして、以後、体験者は増加し、<未来に>多くの国民が体験者となっていることは確実であるから、国民すべてが裁判する「人」といってもよいかもしれない。

c. 反例題・その4

しかし、カフカ「新しい弁護士¹⁶⁹⁾」は、変化の乏しい、ある社会の現状からして専門の知識を活かすべき身のおきどころがなく、だれも新規に活躍の場面を期待することもなく、せつかく有能な新しい弁護士に赴任してもらっても、せいぜい法律書にもぐり込むのが最良だとされるほどに、彼は専門家でありながら、法的な想像(妙案)を要求されることのない、普通の市民の扱いをうける弁護士として、一般市民の観点に立っての「想像」の出現につくすのみである。

さらに、カフカ「弁護人¹⁷⁰⁾」では、「わたくし」は個人的に、あらゆる方面に弁護人を必要としているのに、わたくしの弁護人の実態・立ち位置が良くわからず、妙案を見つけることができず、そして、裁判所を信頼すればこそ、法の尊厳を維持するのに、自由裁量の余地が大幅にあるのにもわらず、やはり、妙案を見つけることができないために、まずは基本に戻り、社会的に、通路でみつける努力、発案の提供をしても、何も見つけることができず、ついで、次にすべてのドアをあけても見つけることができなければ、上の階に移るだけのことで、上階で見つからなくても少しもこまりはせず、ただ足が上に向かってさえすれば「階段は上にのびる」から、現在に「妙案」を見つけることができなくとも、「わたくし」は少しも困らない状況下に生きるのみであり、「わたくし」は他人の想像に積極的に頼らない、わたしである。したがって端的に言えば、専門家の想像は「不必要」という。

5-1 想像力と過去

一般に、過去・旧弊にとらわれずに、<現在に>個人的な知識世界を「旅する人」は、法分野では、たとえば、《主権者たる国民》の一人として、裁判員に就職するに際し、その役割の重大さゆえに、公的には旅をすることを積極的にはのぞめなくなっている、消極的に《生きる、保守的な人》である。しかも、その「旅をする人」がたとえ生活者としては「平凡な人¹⁷¹⁾」とはいえない人であっても、裁判という狭い(—しかも、現在のところ民事については配慮されていない—)領域の内に、発想の出現が制限されているとはいえ、過去の「制度設計」が、<現在に>強固に遺されている社会にあって右往左往しながらも、積極的に《生きる、進歩的な人》でもある。しかし、つまりは、人の想像「力」は

2つの対立した世界の、新たなる科学的・哲学的な「接近」ではなく、旧来の「法文学」という《一つの世界》から「言葉の力」をかりて連絡・報告されるもので、「よわい水も動いていけば／いつかは強い石に勝つ」ように、どのような困難な事態であれ、「言葉で拳を開かせる¹⁷²⁾」ことができるのである。

とくに、「現在ただ今の人生は、過去のうゑに成立する」という観点からすれば、現在からただちに過去になるその瞬間々々の現在も過去である。そして、その過去における事実は、客観的事実として足跡を残すことになり、事実は事実として、読者に対し何ら、意思の介入を許そうとしないから、＜現在に＞想像が出現するには本質的に困難な面がある。＜現在に＞科学的でもなく、また、＜未来に＞目を向けることもなくして常に、＜現在に＞消極的に背景の役割を果たすことのみを期待されるそうした「旅の人」は、むしろ、定住しないことで、定住者に対して優位点を模索する伝統的な2項対立図式のもとでの厳密な思考方式に、距離を置くことになるがそれは「宇宙がなんであるかを知らぬ者は、自分がどこにいるかを知らない。宇宙がなんのために存在しているかを知らぬ者は、自分がなんであるかを知らず、宇宙がなんであるかも知らない¹⁷³⁾」のような境地にあって、＜現在に＞想像の出現に関し、消極的「無関心」に陥る。文学作品の利用が、より、勧められる所以でもある。

5-2 想像力と未来

およそ、読者は自身の「幸福」については、「＜現在に＞幸福であるよりなによりも、＜未来に＞至福であることを期待」し、他者の幸福については、《＜現在に＞他人（作者）が目的として設定しようと思う「人の根本としての性格が配慮されている」物語》を歓迎して受け入れ、研鑽を積む。つまり、個人的にはその「他力的な幸福」で満足するが、社会的には、たとえば12頭目の駱駝の「配分¹⁷⁴⁾」—この点について、「法はフィクションを生むことしかできないから絶えず虚言を生むが、法の虚言こそが《12頭目の駱駝》という周知のイスラムの法的寓話が証言するように本当に役立つのかもしれない¹⁷⁵⁾」—は、《＜未来に＞兄弟間に完全な平等を、そして、＜現在に＞体制内の秩序で押し図る》のであるから、具体的な「配分・解決法」の実践は文学作品を利用するほかはない。

したがって、たとえ、民族特有の「賢明な裁判官」を擁する物語を文学的に受け継いでいない民族であっても、現在の法体制にあって精神的支柱となるべきものを抽出（—なお、対立を描写するのを本質とする芸術形式（は）、特に法の想像力を好んで積極的に、＜かなたから受け入れる＞か、または＜こなたから取材する＞かしている—）できさえすれば、その2つの世界は、＜未来に＞「法と文学」という新たな一つの世界で新生するから、（初学者の）法学習に「芸術（文学）を利用すること¹⁷⁶⁾」は必然となる。

5-3 人生と想像力

初学者にとって文学を「利用する」とは、法を「二つの世界」の一方の主とする旧来の、《二つの世界の「接近」》という動きのなかでの法分野に、一方的に力点をおいた、二項の対立によって、目的（幸福）に達する思考方法から、新しい統合された一つの世界内で、根本になる「文学的表象による示唆や想像や誇張や象徴を、科学的に必要とする」思考方法への方針転換することではある。しかし、「必要なのは科学的概念を通過することであって、そこに停滞することでは決してない¹⁷⁷⁾」のであり、早くから、「文学と科学という名称の対立の為に、因襲的に二つの世界は截然と切り分けられて来た」が、「二つの世界はもう少し接近してもよく、寧ろ接近させなければならない」という指摘もされていた¹⁷⁸⁾。さらには、両者は「遠いようで近い。近いようで遠い」といいつつ、「詩と科学とは同じ所から出発したばかりではなく、行きつく先も同じ」とし、「二つの道は時々思いがけなく交叉することさえある」ともいわれる¹⁷⁹⁾。要するに、法学習というものが初学者の「人」としての本質—基本概念を確実な知識として修得したいとする意欲の高潔さ—からして、どうしても「停滞」しがちになるものであって、幸福（真理）の実現（解明）は、＜現在に＞科学的な営為であらねばならない。また、「…科学とか幸福とかいうものがまずあるわけではない。あるのは人々が生きていくということである。幸福も科学もこの生きていることに関わっている。幸福も科学も内容を変容しつつ、人々が生きていくというなかで生きていくのである。あるべき幸福も最終目標の科学も存在しない。科学の営みもこの人々が生きるなかでどう身を処するかを考えるべきだろう¹⁸⁰⁾」ともいわれる。

とくに科学者といわれる人は、本質においては「詩人」であることをうかがわせ、想像と自然との関係から、「若し人間の（天空を観察する）視力が此れ以上遠くを認識することが出来ないならば、人間は想像の翼を走らせて認識圏外まで推察して見なければならぬ¹⁸¹⁾」とするもの、「人間はいつも合理的に思考しているわけではなく、むしろさまざまな感情や欲求で動かされ、またその時々衝動にかられて、非合理的な考えかたに導かれてしまう場合のほうが多い…」が、それでもなお「人間が合理的に考える能力をもっている」ことは特筆されるべきで、それは「想像力（イマジネーション）といわれているところのもの¹⁸²⁾」とするものや、「表現は或は客観的であり、或は主観的であることができます。実際或るとき表現は現実に自然に存在するものを再生しようとするし、或るときは、私たちの想像力が人間の欲望をもって生かしてゐる対象についての感じを起こさせることだけに限ります¹⁸³⁾」とするもの等々、散見されるが、文学作品を利用するからこそ具体性を帯び、現実味あふれるのであって、＜現在に＞一般的な幸福をめざすのであれば、一定の範囲で容易に演出できるが、＜未来に＞より「高度な幸福」の実現を期待するような場合には、

1. 人間の中にあるものは何か
2. 人間に与えられていないものは何か

3. 人間はなんで生きるか¹⁸⁴⁾

の観点で、「想像力¹⁸⁵⁾」事象に臨まなければならない初学者にあっては特に、「感覚と想像力が正常に機能している」ことを僥倖ととらえないで、自身、個人的、社会的自律の自覚のもとでの努力が必要となる¹⁸⁶⁾。

5-4 想像力と創造

いずれにしても、法には国家レベルの法のほかに、社会レベルの「法」があり、ふつうの市民は日常生活をこの二つの「法」のもとでいきとおり、全体としての法秩序を知ろうと願望し、二つがどのような関係—協力しあっている関係か、反発しあっている関係か—を観察しようとするれば、「いろいろな角度から眺めてみる」ことが必要であり、そうすることで、文学的の、想像(力)の事象を、初学者は法の初学者という特別の立場ではなく、一般的な「読者の立場」で、目標の達成をかなえることができるのである¹⁸⁷⁾。というのも文学作品は「次の時代の感情を準備し、潜在する価値をあらわにしうる¹⁸⁸⁾」と考えられ、複数の回路が初学者に対し、〈未来に〉開いているが、すべてが「狭き門」であるがために、空想的なまでに作品の描写(事実)に拘泥しないで、ただ《現在より、未来へ》の想像力の系譜を受け継ぐことがあればこそ、彼が「現実」と結びつける(利用する)ことで、《未来の社会》に、市民による「法の創造」が、現状より、なお一層期待される。

そもそも、想像と創造の関係=まず、「観察することの大切さ」が共通の認識となっていること、そしてそれと、ついで「創造的な能力が観察力からうまれる」ときに、「観察の結果として出てきたイマジネーション(想像)は、後天的にクリエイション(創造)の非常に大きなきっかけとなることとの関係=は、対抗的關係にある¹⁸⁹⁾。たとえば「…人間は、何処かに繩文的情念をもっていなければ創造的個性は發揮出来ない…普通は弥生文化型で間に合っているのだが、いざ創造の局面が要求されてきたとき、無意識の記憶の底から這いのぼり噴きだしてくるのが繩文的情念なので(ある)…¹⁹⁰⁾」ことは、好例からであろう。もとより、「すべて人間は幸福を求める¹⁹¹⁾」想像の人間であり、文学作品の「力」をかりて、〈現在に〉存在しない幸福を、〈未来に〉実現せんとするものである。そして、理性は人間を幸福にすることはとうてい出来ないが、文学を利用することで「想像力は人間を幸福にすることが出来る¹⁹²⁾」のである。

6 総括

—「法—関連—学習」期の初学者は、法の学習に人類の財産として継承されてきた文学作品を、〈過去に〉「よく」利用(読書)し、さらに、〈現在に〉「よく」利用(読書)することで、法の理解が、〈未来に〉容易になり、法の創造に関与できる—

一般に、法を学習する初学者が、安んじて、〈現在に〉古今の文学作品に潜伏している

想像力(甘え、間)の事象を利用できるのは、古典と目されるその作品のうちに、ホラテ
 イウスのいう「よい作品の基礎と源泉は健全な知識なり(The foundation and fountain-head of
 good composition is a sound understanding)¹⁹³⁾」とする認識を形成せしめる何かの「力の作
 用」が存在すると予測されるからである。

したがって、初学者にあっては法の学習に人類の財産として継承されている、その文学
 作品を、<現在に>「よく」利用することで、読者共通の時間的・空間的事実の把握がは
 かられ、法の理解は、<未来に>容易になる。

6-1 再説・健全性

法の初学者にとり、個人的には、<現在に>「よき」法を求めて、法と教育、法と文学、
 法と経済という「ジャンルを超える《相互理解》」の学習が、具体的で現実の生活に即し
 ていることで推奨され¹⁹⁴⁾、そのうえで、社会的には、「相互理解のための“フォーラム”
 (=共通の関心事について議論を交わす広場=)が社会の要求に応じて、多方面に複数
 用意され、一層、「紛争の解決が容易になる」のである。つまり、「共通の文学的知
 識を背景にする」ことにより文学作品の読解は、社会的にもよき「フォーラム」を形
 成し、個人的な、よき「法」のあり方を示すことにもなり、私たちの共通の関心事で
 ある「よき」法は、ジャンルをもこえた「共通」の法として確認され、<未来に>法
 の創造に、寄与するところとなるのである¹⁹⁵⁾。

ここで、「健全な」法的な想像力(“Good” lawful Imagination)」とはなにものかを確認
 すれば、二つの社会の「出会い」の理念(中心、中心的骨格)が、その二つの社会によ
 り共有されて連携にむかう動きのなかで、その動きを円滑にするA、B二つの異なる理念
 をつなぐ共通の、新規の「何ものか」として措定された比較傾向性の、新規の「新しい、
 なにか」である、第3のCであろう。そしてプライマリーとしての作者による想像が先に
 存在し、ついで次行の、読者による想像が時間を経て出現することがすべての始まりで、
 一組の対想像が必ず先に出現して(根本的に存在して)の、想像力の事象が観察されるのを
 常とする。「善き社会」とか「善きサマリア人の法」のような善/悪、良い/悪いとかの
 概念、課題の追究からは想像力は、けっして排出しないし¹⁹⁶⁾、共通ではあっても、異なる
 核心が必ず残るのが想像力の特徴だとすれば、「…個体としての人間の心的な世界と心的
 な世界がつくりだした以外のすべての観念世界…¹⁹⁷⁾」を意味する「共同幻想」のようなも
 のとも異なるのである¹⁹⁸⁾。どこまでも一部の対想像であって、「新しい」想像であるの
 は憲法学(基本的人権の分類)でいうところの、旧来の、便宜的とはいえ5分類の人権にた
 いする、6番目の「新しい人権」の創設(一公布・施行時の5人権が、<現在から>みれ
 ば、成文の旧来型であり、ここから離れた処で新しく、不文で発案・想像されているもの、
 すべて一)を想起すればよいのである。

6-2 想像力から（創造へ）

一般に、想像力事象の観察についての文学の役割は、想像が科学者によって厳しい力の支配する自然と、自然界で自由にいられる人間との間に「緩衝物¹⁹⁹⁾」を置かされることで、本来は有していたであろう、意識下に潜んでしまった自律性を、〈現在に〉復活させることにあるが、その強固な伝統的な「置き方」／仕事の影響をまともに受けて、尋常な読者／初学者による復活はほとんど不可能となり、せめて作者と読者がともに「生きる共同体を、本来的に差異や亀裂、ずれを含んだ全体として想像することを可能に（できるようにする²⁰⁰⁾」のを、せめて〈未来に〉向けて、《予見することにあるのみ》である。読者は「想像」の出現を、時間的に先に出現しているものを〈主たる対想像〉とし、それに完全に一致して融合化したものが、あらたな従たる対想像を受け容れるべき、主たる立場に昇格（以降、以上の繰り返し）した、その後のものを〈従たる対想像〉とする。狭義の想像は、従たる対想像が先の対想像に完全に一致したもの、と同一と見て取れるが、〈一致しない〉部分は常に存在し、その状況をもとにして後代の従たる対想像に重層的に重なっていく、という複雑さを招来せしめていることに注意を払わなければならない。《目にみえない「隠れた秩序²⁰¹⁾」》の存在は、社会をして、活力と柔軟性を大いにもたらすのである。

ついで、文学は、個人をして、「目に見えない堆積」を「この上もなく豊かな腐植土」ととらえて「発芽させないではおかない²⁰²⁾」ものとはいえ、「ある構図を想像すること」ができるのは以前にそれを見たことがあり、知っている諸要素を芸術家の内面に由来するものと組み合わせることにおいてなせるのであり万能なのではない²⁰³⁾。他方、法学（たとえば民法）では、「条文がない概念がたくさんある²⁰⁴⁾」といわれるように、「民法の世界では、明文の条文と…条文がない概念・制度とが一緒になって成り立っているのであるから、そこで起きる問題を解決するためには、両者を関連づけながら、場面によってうまく合体させたり、使い分けたりすることが必要になる²⁰⁵⁾」のであり、種々の問題が発生しているこの社会において、相隣的に「…いかに快適な生活ができるか…²⁰⁶⁾」という必死の想像／思考が要求される。

6-3 （想像力から）創造力へ

それでは「法の究極にあるもの」は何か、と問いかけられれば一般に「正義」と「秩序」の、2概念が析出されるが²⁰⁷⁾、「法は人生に…大きな影響をおよぼすもの²⁰⁸⁾」であり、人生の複雑多岐な「問題を解決するための努力は、二つの方向にむかってすすめられるべきところ…その一つは特殊化の方向であり、他の一つは一般化の方向²⁰⁹⁾」であって、それらが独自に、個別に実践せられているうちに、相手との関係において形成されてくるものである。人の社会には、必ず、法が存在するといわれ、また「政治によってつくられる法」といわれるが常に、法の根元を《もとめて》、〈現在に〉在らねばならないのである

210)。

例として、奥平康弘「法と想像力—なぜ「想像力」か²¹¹⁾」によれば「(死刑廃止論を例にすれば)現状を維持する側は(死刑を合理化する論拠が、支配層が言うほどには説得力が持たなくなるといふ原状況にいたっても、国民の多数が死刑を支持しているという事実によりかかることにおいて)」なんの「想像力」も要しない。これに反し、「死刑は廃止すべきだ」といふ現状変革的な考えに立つ者の側は、そういう立場に到達するにつき、まずなによりも「想像力」をはたらかせねばならない。現状変革を期待するほうの側に、いってみれば挙証責任がある・…」と、法学的想像力の重要性が指摘されている。また、「危険な「思い込み」の対極にある概念が、「想像力」である」とし、「…優れた想像力に基づく深い思考は、理想のルールを構築する創造力となる」ともいわれる²¹²⁾。自律性が重要な要素となる。

6-4 早期から、そして批判的に

本来的に、「社会あるところ法ある²¹³⁾」という法諺は個人的には、<過去におけるよりも、現在に>「よく」機能し、社会的には、文学(文藝)作品の「文言」(作者による「表現」+読者による「読解」)のかたちでの批判的活用が旺盛であり、勝本正晃先生が、その著『法律より見たる日本文学』(巖松堂、1934年初版)で「文学によって法律を批判する」(同書、8頁)と、のべられているように、一般的に、法(法律)は文学によって批判される/されやすい歴史的経緯を持つ、社会的な存在である。つまり、文学そのものは法には不可能な「規則だけでは生み出せない環境²¹⁴⁾」を読者、社会に用意・提示することに秀でているとともに、さらに、とくに文学者と称せられる人にいたってはその鋭敏なる感覚をもつこと故に第一人称的立場にありながら、第三人称的な「炭鉱のカナリア²¹⁵⁾」的位置をもそなえているのであって、カナリアをして、その「表現」の重さは、きたるべき時代の風潮をいち早く察知して「現在より、未来に活かす」ことができるとかんがえられるところにある²¹⁶⁾。したがって、文学作品を介する(利用する)法の、「(最終の)理解」には、個人が初学者としての心がけのみならず、市民社会の一市民の立場からする、古今東西の、多種多様の文学作品から「法(一般)」についての「表現」を含んでいたり、物語っているとおもわれる「作品²¹⁷⁾」を、一点でも多く、可能な限り早く発掘(体験)することができるか、あるいはすくなくとも、それらの背景となって次の世代にそなえる社会に益することができるか、という文化的背景の存在が、前提・必要となるのである。

いずれにしても、「生涯をかけて、各自が各自の境遇(立場)に応じて、ゆっくりと味わいたい²¹⁸⁾」と願って、選書した文学作品を、法学習に、よく効果的に利用できるようになるには、利用者は、「闇の中の幻想の、黒馬²¹⁹⁾」として掠めとおりにすぎることのないような、まずは個人的な営為/努力が必要で²²⁰⁾、そのうえで「すぐれた(文学的)作品はかな

らず政治的、社会的な効果をもっている²²¹⁾」ものである、とされるが、これはいわば総合的劇場で演じられるものでもあり抽象的な効果にどまるのであるが、別に、「文学によって生み出され変化したナラティブの感受性(the altered narrative sensibility produced by literature)²²²⁾」が、「その所持する剣が両刃となっている、理想・理念世界の正義の女神・ユスティティアの、最終の判断をなさんとする意気込み/決意²²³⁾」を手本・目標にして、その精神を踏襲したいと願う、現実・実際世界に生きる《独立した》各判事/裁判員に、大きな影響を与えている具体的な現実・効果もある。特に法(法律)の学習には、その基盤には、全体的に、より新しい人生が学習者に向けて²²⁴⁾、批判的に日々に《設定し続けられねばならない》のである²²⁵⁾、²²⁶⁾、²²⁷⁾。一般に、文学作品の社会での先見性/批判性の重要さは²²⁸⁾、法以外の他のすべての分野でも同様であろう²²⁹⁾。

7 最後に

—「法」の学習に際し文学作品を利用することは、特に法(関連)学習期にある初学者にとり、「義務」とまで、いえる—

最後に、勝本先生におかれては、法(法律家)と文学(文藝家)の関係をして、「人生そのものを、よく知るべき義務がある法律家は、個別的には《人生を最も鋭く、又早期に於いて其方向を洞察している文藝家のいう所を、他山の石として扱う》のを常とする」との旨を論じておられるが²³⁰⁾、筆者としては、学生の「法」を学ぶ境遇が法学習であれ、法関連学習であれ、いずれにしても、彼が特に学習の初期であれば、文学作品の利用は僭越ながら「義務」であることを提唱されていると理解したい。「作品²³¹⁾」を個人的にも、社会的にも積極的に導入することで、現代の、《<現在に>おいても、<未来に>においても》「法」の理解の可能性が飛躍的に高まることを期待して、小稿をおえることにする。

注

106) 星『妄想銀行』(新潮文庫、平成12年)268~280頁所収。

107) 「裁判官による法発見=欠缺補充」については、笹倉秀夫『法解釈講義』(東京大学出版会、2009年、9頁)を参照。もちろん、「幾枚も連なる田圃の縁を縦横に通っているあぜ道」であればこそ、やりとりしている二人は生け垣の奥へと入っていつてしまう、つまりは「真理の彼方へと、とおどかる」ことにはなる(『日本経済新聞』2015年6月22日朝刊「文化」欄 宮部みゆき「迷いの旅籠(21)」を参照)。

108) 長谷川四郎 訳・前掲『カフカ 傑作短編集』146~148頁所収。

109) 2人のあいだの、えも言われぬ駆け引きのような関係については、たとえば信田さよ子『依存症』(文春新書、平成25年)53頁を参照。これに対し、星新一

「となりの住人」(星『どこかの事件』新潮文庫、昭和 63 年、93～111 頁所収)は、主人公をして隣の部屋の人の動向を探るのに、古典的な、聴診器を壁にあてるという方策をとることで、両者は完全に別個独立の隣人同士であることを想像させる(同、94 頁を参照)。

- 110) ドーデー「最後の授業」(ドーデー作 桜田 佐訳『月曜物語』岩波文庫、1986 年、11～17 頁所収)を参照。本書『月曜物語』は 2 部構成で、第 1 部は「幻想と物語」で、当「最後の授業」はこの部の最初に収められている。そして、第 2 部は「空想と記憶」である。また、芥川龍之介「藪の中」では「人によって主張する事実が違う」からこそ、「存在している事実をできるだけ冷静に見通す能力」(北川善太郎「民法とわれわれの生活—事実・論理・価値」『法学セミナー』290 号、2～11 頁所収、11 頁)が重要となる。なお、《幻想こそ人間の栄光の証》とするのは、エリック・S・ラブキン 若島 正訳『幻想と文学』(東京創元社、1989 年、帯)であり、アンドレ・モーロワはその著『幻想論』(三輪秀彦訳、新潮選書、昭和 51 年)で、夢との関連で「人間はすべて夢をみる(しかし、すべての人間が幻想に親しむわけではない、一部の素養のある人だけである)」(33 頁)といい、科学との関連では「科学は…なによりもまず幻想を抹殺するための方法」(64 頁)という。
- 111) 外山滋比古「感知」(外山『忘却の力 創造の再発見』みすず書房、2008 年、141～146 頁所収) 参照。
- 112) 野田又夫『パスカル』(岩波新書、1976 年) 199 頁。
- 113) 太宰治「走れメロス」の、奥野健男による「解説」(『走れメロス』新潮文庫、平成 20 年、276～294 頁所収)を参照。しかしながら、一般的には「人間社会の基本単位が個人である」ことについては、前掲・注 45) の谷川俊太郎『ひとり暮らし』(草思社、2001 年) 75 頁を参照。とくに、横山晃一郎先生においては、その著『たった一人のために』(成文堂、1990 年)において「人間といふ問題」を考察される(同書の 3 頁を参照)。
- 114) 《現在から、未来に》においては、当該事象についての、いかなる想像(力)であろうとも、その提示は、一面の真理を持つが、「言い切れない世界」をも抱えているにもかかわらず、「正解は一つ」といつまでもいいはる「風潮」が遺るために、その出現はすくない(徳永進『どちらであっても』岩波書店、2016 年、「はじめに」参照)。なお、整理しようとする動きは、最初は利己的な欲望であったとしても連想の法則により、多彩な想像が連想されるうちに、利己が忘却されていくことについては、安倍能成『西洋道徳思想史』(角川全書、1956 年)の 107 頁を参照。そして、「健全性」については、本文 6-1 でとりあげている。

- 115) ショーペンハウエル著 細谷貞雄訳『知性について 他四篇』（岩波文庫、2005年）12頁参照。
- 116) 中川尚史「フィールドワークと思索」（『世界思想』32号、2005年一春、世界思想社、50～53頁所収）参照。
- 117) ホセ・ヨンパルト『正義の感覚・理論・実現』（成文堂、2006年）参照。
- 118) この点につき、中村桂子『生命誌の扉をひらく』（哲学書房、1990年）の41頁を参照。
- 119) この点につき、岩波書店・アリストテレス全集・3『自然学』（1987年）の277頁を参照。
- 120) 『日本経済新聞』2014年4月17日朝刊「春秋」。さらには、たとえばヨーロッパの、共産主義という幽霊（怪物）を退治せんとするマニフェストが、たとえその出没の真偽を問わない各国の、曖昧な現実的対応策により理想的に実践されなくとも、それは単なる個人的夢物語などではなく、社会的に意味ある幻想的存在であるといえる。なお、幽霊とするか、怪物とするかについては、たとえばカール・ハイน์リッヒ・マルクス 堺利彦 幸徳秋水 共譯『共産党宣言』（ゴマブックス、2016年）の19頁およびマルクス エンゲルス 大内兵衛・向坂逸郎訳『共産党宣言』（岩波文庫、2016年）の39頁を参照。
- 121) 三木清「教養と時代感覚」（『三木清全集 第13巻』岩波書店、1967年、285～289頁所収）参照。
- 122) 三木清「教養論」（同上、310～325頁所収）参照。
- 123) なお、文学上の想像力については、とりあえず「『想像力は暗闇の女王であり夜は彼女が専制の時である。しかし日の光により、視覚、聴覚、そして触覚に、無数のものが感知され、感覚の世界が戻って来る。すると、空想の支配から離れて、我々は現実の奴隷となる』（ポールディング『西へ!』より）。空想も現実も共に精神に対する専制君主となり、飽き足りない結果を生み出す」（ドナルド・A・リンジ〔著〕 古宮照雄／谷岡 朗／小澤健志／小泉和弘〔訳〕『アメリカ・ゴシック小説 19世紀小説における想像力と理性』松柏社、2005年、12頁を参照）との説明・解説を受け入れる。
- 124) 田中美知太郎『学問論 現代における学問のあり方』（筑摩書房、昭和44年）127頁。
- 125) 塩川徹也『発見術としての学問 モンテーニュ、デカルト、パスカル』（岩波書店、2010年）6、7頁。
- 126) 中井久夫『アリアドネからの糸』（みすず書房、2012年）の295頁を参照。
- 127) アレックス・ロビラ フランセスク・ミラージェス 田内志文／鈴木亜紀〔訳〕『幸福の迷宮』（ゴマブックス株式会社、2008年）37頁参照。
- 128) 湯川秀樹『独創的人間』（筑摩書房、1966年）93頁。そもそも、およそ、人生

は幸、不幸が複雑に入り組んで一つの歴史体として時間的・空間的に観察される。「幸福」については、たとえば、トルストイが「幸福な家庭はにかよっている」(トルストイ 木村浩訳『アンナ・カレーニナ (上)』新潮文庫、平成 14 年、5 頁参照)ということがあるにしても、すぐそのあとで「不幸」について、「不幸そのものは単独で発現することは少ない」旨を追記しているように、人生は総体としては「まことに種々、様々」ではある。しかし、各個別体からみれば、人生は「調和のある仕方で発現している」(ゲーテ「詩と真実 (第 16 章)」より。ゲーテ 小牧健夫訳『詩と真実 第四部』岩波文庫、昭和 50 年、7 頁参照)もの、ということができる。

- 129) たとえば世界各国において「社会主義が資本主義にとってかわる」事象が、エンゲルスではなく、各個の学習者の、自由な発想により成立したとすれば、その事象は科学的成果などではなく空想的な事象という成果にとどまっていただろう。しかし彼のこの著作の「題名」にはその「含みがあり、そういう音がする」と評され、多くの学習者に迎え入れられた(エンゲルス著 大内兵衛訳『空想から科学へ—社会主義の発展—』岩波文庫、1979 年、6 頁参照)。そして日本においては《大岡裁き》とされる事象のほとんどが《作り話》、つまり空想であるにもかかわらず「公正願う庶民の願い」に応えるべく、現実の具体的な解決(裁判)の指針とされている(『毎日新聞』2000 年 8 月 7 日 朝刊 4 面参照)。たとえば 1999 年 9 月 8 日に、愛知県名古屋市の名古屋能楽堂において中日新聞社主催による、「文明の衝突」の著者、国際政治学者サミュエル・P・ハンティントンさんを招いての講演会で、飯田経夫・萩野アンナ・小和田恒さんの、三人のパネラーによる質疑応答のなかで小和田・国際司法裁判所判事、元国連大使は総括的に国際紛争の解決に大岡裁きの一つとされる「三方一両損」的解決をめざす手法の採用を助言されていた。なお、萩野さんにあってはこうした討論会は有意義だとして、「開催の可能性の有無」(つまりは、「たびたび開催したい」という意思の表示であろう)につき、ハンティントンさんに自身の「足袋」を指さすのも、講演終了後の退場時に、目撃された(以上は筆者の、当時の受講ノートによる)。
- 130) 岩田靖夫『アリストテレスの倫理思想』(岩波書店、1985 年) 298 頁。
- 131) ヘーゲル 藤野 渉・赤沢正敏訳『ヘーゲル I』中公クラシックス、2001 年)24 頁。
- 132) 柄谷行人『反文学』(講談社文芸文庫、2012 年) 148 頁。
- 133) カント 中山元 訳『永遠平和のために／啓蒙とは何か 他 3 編』(光文社古典新約文庫、2009 年) 212 頁参照。
- 134) 筒井康隆「正義」(『笑うな』新潮文庫、平成 4 年、42、43 頁所収) 参照。さら

- には、「人間には、はじめから理想というものはない」のであって、もしあるとすれば、「日常生活に即した理想」であることを物語るものとなる、ことについて、太宰治「正義と微笑」(『パンドラの匣』新潮文庫、平成6年、7～191頁所収)参照。
- 135) 内務省地方局有志『田園都市と日本人』(講談社学術文庫、昭和55年)6頁。
なお、「都会でも田舎でもない『郊外』に生きるということはどういうことか」について松木 秀『RERA』(六花書林、2010年)169頁を参照。
- 136) 阿部謹也『「世間」とは何か』(講談社現代新書、2007年)16頁。
- 137) 蒲田 實『○に近い△を生きる—「正解」や「正論」にだまされるな』(ポプラ新書、2013年)38頁。
- 138) 書物により事物の理を弁えようとししないで、自己の体験を重んじ、その生活の反省の上に主体的な道をもとめようとする石田梅岩著 足立栗園校訂『都鄙問答』(岩波文庫、昭和49年)の13頁を参照。なお、寺山修司は直截的に「書を捨てよ、町へ出よう」と呼びかける(寺山『書を捨てよ、町に出よう』角川文庫、平成6年、5～60頁所収を参照)。
- 139) 「法的思考」については、田中成明『法的思考とはどのようなものか 実践知を見直す』(有斐閣、1989年)の47頁を参照。特に、「寛容」事象については、個人がいかに「伝統との断絶」を克服するかと呻吟するうちに、社会的・文化的に「人間の具体的な精神の有り様」(佐藤幸治『憲法とその“物語”性』(有斐閣、2003年、153頁)の一態様として社会的・文化的に認知されるもので、これはガダマーも「芸術(文学)の真理」につき、抽象的な真理概念ではなく、「具体的に芸術作品そのものに《縫い込まれた》言葉」(ハンス＝ゲオルク・ガダマー著 三浦國泰訳『芸術の真理—文学と哲学の対話—』法政大学出版局、2006年、「訳者あとがき」)というように、主観的な事象ではあるが、きわめて具体的な事実と捉えてよい。渡辺一夫『寛容について』(筑摩書房、1976年)によれば、「寛容は自らを守るために不寛容に対して不寛容になるべきか? (1951年)」(248～264頁所収)と質すことになり、『あなたならどうするか』と読み手に強く問う(『中日新聞』平成25年9月14日夕刊 4面。三品信「作家・伊坂孝太郎さん(に聞く)—寛容さの核心探る新作—)と一般にも質している。そして、モンテーニュからすれば「不寛容こそ、人間の役目を不適當に行うことに外ならず、言訳けが立たぬ行為」(260頁)であり、「…個人の生命が不寛容によって奪われることがあるにしても、寛容は結局は不寛容に勝つに違いない…」(262頁)とする。さらには、ヴォルテールはつぎのようにいう。すなわち、「(もしまだ残存しているのであれば、その狂人の数を減少させるにいちばんの手段は、この精神の病^{まよひ}の治療を理性の手に委ねるこ

とである。)理性は緩慢ではあるが、間違いなしに人間の蒙を啓いてくれる。この理性は柔和で、人間味に富み、寛容へと人を向かわせ、不和を解消させ、徳をゆるぎのないものにするのである。法が強権によって維持されるにもまして、法への服従が好ましいとして受け入れられるこの理性の力によるのである」(ヴォルテール 中川 信訳『寛容論』(現代思潮社、1970年。40頁)と。これに対し、「調和」と恩寵との関係でシモーヌ・ヴェイユは、その著 田辺 保[訳]『重力と恩寵』(ちくま学芸文庫、2009年)で、「恩寵をもたぬ人間が義人となるのを待ってられるものでもないから、いろんな不正がたえず揺れ動いては互いに罰しあうように組織された社会が必要である」(279頁)とし、「正しいすがたの社会とは、国家が船の舵かじのように、消極的な働きしかしないような社会のことだろう。不安のきざしが見えれば、適当な時機に、ほんのわずか押せばその不安定をもとに戻せる舵のように」(281頁)という。さらには、日本人は「何か大きな存在があっても決して絶対化せず、対になるのを生み出し、両方を認める傾向」(『中日新聞』平成25年12月15日朝刊 13面、岡野守也「<書評>対立を併せのむ知恵—玄侑宗久著『日本人の心のかたち—』)が強いいため、認めるだけでなく、「両者を矛盾なくまとめあげる「不二ふじ」の事象」が排出することになる。なお、「『維摩経ゆいまききょう』の経典の) テーマは「不二の門」だが、それは簡単に言えば、一見相反するよう見える二つの相も、じつは別のものではないという教えである」(玄侑宗久『日本人の心のかたち』角川SSC新書、2013年、144頁)。

- 140) R. P. ドーア 青井和夫・塚本哲人訳『都市の日本人』(岩波書店、昭和40年)9頁。
- 141) 前掲 注30) レイモンド・ウィリアムズ 山本和平・増田秀男・小川雅魚訳『田舎と都市』カバー。
- 142) なお、「中心」主導の統一的真理といったものは、岩波文庫「読書子に寄す」によれば「真理は万人によって求められることを自ら欲(つする)」から、すべての人(万人)が納得するまで主義・主張を続けるならば、あまりにも事実尊重主義とか、あくなき真実追究主義とかいったものは、想像の種を摘むことになるかもしれない。しかし続けて「芸術は万人によって愛される」ともいい、その心配を否定している(津野海太郎『読者と日本人』岩波新書、2016年、137頁参照)。
- 143) 山口昌男「社会における『中心』と『周縁』」(『文化と両義性』岩波書店、1982年、224～244頁所収) および柄谷行人「文化の活性化をめぐる」(柄谷・前掲『反文学論』35～43頁所収) 参照。
- 144) 多田道太郎『物くさ太郎の空想力』(角川文庫、昭和55年) 参照。

- 145) 柴田治三郎訳『体験と創作 (上)』(岩波文庫、2002年) 206～308頁所収、223頁)。
- 146) 吉永良正『『パンセ』数学的思考』(みすず書房、2005年) 9頁。
- 147) 竹内敏晴「自己を演じる」(『演じる 1』ポーラ文化研究所、1991年、11～144頁所収、119頁) 参照。
- 148) 石井達朗『ふり人間 演劇の境界』(小学館、昭和62年) 7頁参照。
- 149) 高橋たまき『想像と現実 子供のふり遊びの世界』(ブレーン出版、平成元年) 9頁。
- 150) 吉本隆明『擬制の終焉』(現代思潮社、1972年) 195頁。
- 151) 天野貞祐『『純粹理性批判』について』(講談社学術文庫、昭和55年) 9頁。
- 152) 下村寅太郎「カント形而上学への手引き」(同上・天野『『純粹理性批判』について』3、4頁所収)。
- 153) 佐高 信『文学で社会を読む』(岩波現代文庫、2001年、「結び」(281～285頁所収) 参照)。もちろん、「^{むげつ}無月の夜も^あ月明るき夜も」瞬間を永遠とするころろざしをなくしてはならない(岡井隆『瞬間を永遠とするころろざし』日本経済新聞出版社、2009年、109頁)。
- 154) ゲーテは「^{しあわせ}おのが幸福」は戸毎戸毎に、こちらから能動的に「そっと歩みよる」ことでできるそのことで感じようとしている(「^{むげつ}堅琴ひき」より。『世界の詩集1 ゲーテ詩集』角川書店、昭和42年、15頁参照)。なお、『日本経済新聞』2013年10月20日 朝刊 「春秋」を参照。
- 155) カント 篠田秀雄訳「万物の終り」(『啓蒙とは何か 四篇』岩波文庫、2013年、83～107頁所収) 8頁。なお、原語 *Einbildungskraft* を「構想力」と訳することについては 注 184) を参照。
- 156) 柄谷行人『終焉をめぐる』(講談社学術文庫、2000年) 78頁。
- 157) 加藤文元『数学の想像力 正しさの深層に何があるのか』(筑摩書房、2013年) 009頁と012頁を参照。
- 158) ニーチェ 吉沢伝三郎訳『ツアラトウストラ・下 ニーチェ全集 10』(ちくま学芸文庫、1993年) 025、026頁参照。こうした、究極の目的への、一の通過点の物語に用いられる類型としては3種考えられ、まず第1には、原則的基本類型として、このニーチェ・通用門のほか、トルストイ・三つの門、ジッド・狭き門、荒川洋治・文学の門、羅城門／邪宗門、アリストパネス・リューストラテ「城門を開いて立ち出でる」(女の平和)、星・空への門そして漱石・門など。つぎに第2には、原則的の付属類型として、漱石・三四郎、川端康成の長いトンネル、星・「おーい でてこーい」そして多くの作家の穴、窓など。最後に第3には、総合的劇場類型として去来の落柿舎、カフカ・掟のまえ (Vor dem

Gesetz/掟の門)、阿部公房・壁、桂・甘棠(山梨)の木の陰で(棠陰比事/桜の木の陰で(本朝棠陰比事)、坂口安吾・桜の森の満開の下、ゴールワージー・林檎の木のしたで、アガサ・クリスティアー・白昼の悪魔(EVIL UNDER THE SUN)、トルストイ・光あるうち光の中を歩め、「薔薇の木のした」そして「階段の踊り場」などが、あげられる。それらの物語の法的な想像力への関与については、別にさらなる検討が必要である。

- 159) 彼の《真実を描く大胆さ》、啓発・啓蒙に世の人は敬服し、彼のウィットと皮肉に戸惑いながらも魅せられ、いまにも、〈未来に〉かれが予測した新思想に基づく社会が顕れるかのごとくであった、ことについてはその著『人と超人』(市川又彦訳、岩波文庫、1998年)3、6頁参照。また、トドロフは「啓蒙は過去に属する。だが、《過ぎ去る》ことはない」(ツヴェタン・トドロフ著 石川光一訳『啓蒙の精神 明日への遺産』法政大学出版局、2008年、帯)と、〈現在に〉啓蒙の必要性を説く。なお、カントの啓蒙については、注58)参照。
- 160) 高橋健二編訳『ゲーテ格言集』(新潮文庫、平成3年)36頁。
- 161) 大山定一訳編『神・自然・芸術・人生 ゲーテのことば』(人文書院、昭32年)76頁。
- 162) なお、ゲーテは、岩崎英二郎・関 楠生 訳「箴言と省察」によれば「権威がなければ人間は生存し得ない。しかし権威は真理と同じ程度に多くの誤謬を伴う」(『ゲーテ全集 13』潮出版社、1985年、201~414頁所収、260頁)ともいう。
- 163) 奥野建男『文学における原風景』(集英社1972年)202頁。
- 164) 石 弘之『名作の中の地球環境史』(岩波書店、2011年)「まえがき」参照。
- 165) 事実審理の裁判が「衰退しているか、どうか」について、現実には、陪審をカナリアにみたてる—カナリアの危険《察知(予測)能力》による—考察も存在する(『アメリカ法』2012-1、107~111頁所収)参照。なお、カナリアについて、さらに後掲 注215)参照。
- 166) 池内 紀編訳『カフカ寓話集』(岩波文庫、1998年)70~73頁所収。
- 167) 星『ちぐはぐな部品』(角川文庫、平成2年)66~71頁所収。
- 168) 〈現在に〉生じている一例として、国が干拓地を造成するために堤防をつくったところ、漁業や農業に被害がでた事件(長崎県の諫早湾干拓をめぐる「政府の姿勢」と二つの裁判所の「相反する判断」)について(—このように込み入ってしまった関係をほぐすのは「政府の責任」としたうえで、さらに、言葉を加えて—)「惴りながら、三方一両損の妙案は出ないものか」というように、市民にではなく職業裁判官に「解決法」の提示を催促する傾向がみられるが(『日本経済新聞』2014年6月6日朝刊 「春秋」参照)、自前(市民)

での「解決法」を発想するのに文学作品は効果的である。とはいえ、現実世界での設定（装置の例示）が効果を高めることも確かであろう（たとえば、裁判員裁判における市民感覚が従来型の刑罰感を変えていくことについて、森炎『刑罰はどのように決まるか』筑摩選書、2016年を参照）。つぎに、現在の統治システムとは異なる、一例として、＜過去に＞鷗外「最後の一句」（森鷗外作『山椒大夫 高瀬舟 他四篇』岩波文庫、2000年、87～106頁所収）における、少女いちの「お上の事には間違いはございますまいから」という弁述や、裁きに先立ち提出された「ふつつかな文字で書いてはあるが、条理がよく整っている」願書は役人をして驚愕せしめるものではあるが、その少女いちにしても、やはり「解決法」を≪職業裁判官にたよっている≫物語も参考に値する。

- 169) 池内 紀編訳『カフカ寓話集』（岩波文庫、1998年）44、45頁所収。
- 170) 池内紀＝訳『掟の問題 ノート2』（白水社、2006年）170～173頁所収。
- 171) 山口・前掲『江分利満氏の優雅な生活』参照。
- 172) ヴァイツゼッカー「言葉の力」（永井清彦[編訳]『言葉の力 ヴァイツゼッカー演説集』岩波現代文庫、2009年、189～209頁所収）。なお、「力」一般については、注8）を参照。
- 173) マルクス・アウレーリウス 神谷美恵子訳『自省録』（岩波文庫、2012年）163頁。
- 174) G・トイプナー編 土方透監訳『ルーマン 法と正義のパラドクス 12 頭目のラクダの変換をめぐる』（ミネルヴァ書房、2006年）参照。
- 175) グンター・トイプナー 村上淳一〔訳〕「＜法律の前＞の法—フランツ・カフカによる「法の自省（不）可能性」論（中）」 『UP』2013年6月号、12～17頁、12頁）参照。
- 176) ラードブルッフ「法の美学」（ラードブルック著 田中耕太郎訳『法哲学』小山書0、昭和32年、155～159頁所収）参照。
- 177) 戸坂潤「科学と文学の架橋」（京都哲学選書 第10巻『戸坂潤 科学と文学の架橋』燈影社、2001年、5～49頁所収）。
- 178) 寺田寅彦「芸術としての文学と科学」（寺田『科学と文学』角川書店、昭和23年、274～276頁所収）参照。
- 179) 湯川秀樹「詩と科学」によれば、「詩と科学—こどもたちのために—」（『湯川秀樹著作集 6』岩波書店、1989年、233～245頁所収）参照。
- 180) 佐藤文隆「科学と幸福」（『科学と幸福』岩波現代文庫、2000年、「あとがき」207～209頁所収）。
- 181) 後藤末雄『科学と文学』（千歳書房、昭和18年）87頁。

- 182) 湯川秀樹『科学者のこころ』(朝日選書、1977年) 13頁。
- 183) ポアンカレ 平林初之輔訳『科学者と詩人』(岩波文庫、1990年) 214頁。
- 184) トルストイ「人はなんで生きるか」(中村白葉訳『人はなんで生きるか 他四篇』岩波文庫、1991年、5～54頁所収、46頁参照)。
- 185) Imagination の日本語訳は、一般的には、「想像力」(コールリッジ)で、ほかに「想像」(勝本正晃先生)、「構想力」(三木清)の使用例もあるが、これら3種は同一概念をもつ。まず、想像力の使用例として、サミュエル・テイラー・コウルリッジ 東京コウルリッジ研究会訳『文学的自叙伝』(法政大学出版局、2013年)は「イマジネーション想像力プライマリーについて、私はそれを第一あるいは第二セカンダリーのいずれかとして考えます。第一の《想像力》はあらゆる人間の知覚の生きた力であり主要な行為者であって、それは無限の「我在り」における永遠の創造行為を有限な心のうちで反復するものであると私は考えています。第二の想像力は第一の想像力の反響エコーであり、意識的な意志と共存しますが、その行為の種類においては第一の想像力と同一であって、ただ程度とその働きの様式においてのみ異なっているのです。それは溶解させ、拡張させ、消散させて、再創造します。……。それに対して、《空想力ファンシー》が相手とするのは、固定されたものと限定されたもの以外にはありません。」(259頁)とする。ほかには、『思想』(岩波書店、1994年2月号、No. 836)が「社会学的想像力と歴史」として特集を組んでいる。つぎに、勝本正晃先生においては簡明に、その著『文藝と法律』(改造社、昭和4年)で「想像(Imagination)」と、所謂空想(Fancy)とを混同してはならぬ(6頁)といわれている。ついで三木清「構想力」にふれると、その著『構想の論理 第一』(岩波書店、1939年7月第1刷、1993年6月 第3刷)には、本文の冒頭で『構想力の論理』Logik der Einbildungskraft といふ語はバウムガルテンに由来してゐる。それは「想像の論理」Logik der Phantasi とも呼ばれた(同書、1頁)とされ、内田弘『三木清—個性者の構想力—』(御茶の水書房、2006年)は「三木清が『構想力の問題』で考えようとしたのは…心の深層部の力、つまり構想力です。構想力は英語で imagination、ドイツ語で Einbildungskraft といい、想像力とも訳されます(同書、304頁)としている。他に、細谷昌志『カント 表象と構想力』(創文社、1998年)は「構想力(Einbildungskraft)とは、「直観において対象が現前していなくとも、対象を表象する能力」、「対象の現前なしに直観する能力」のことであるが、カントにとって、構想力は、非現実的な空想とか錯覚を生み出す元凶ではなく、むしろ「人間の心の根本能力(ein Grundvermögen der menschlichen Seele)」、「それを欠いてはわれわれはまったく認識をもちえないであろうところの、心の盲目的な、にもかかわらず不可欠な機能(eine

blinde ,obgleich unentbehrliche Funktion des Seele)」とみなされている。人間存在の根源を形成するといわれる構想力（である）」（同書、178 頁）とし、「一般的には構想力というよりは、想像力 (imagination) と呼ばれている」（同書、同頁）としている。さらに『経済評論』（日本評論社、1979 年 5 月号）は「社会科学の構想力」として、『思想』（岩波書店、1991 年 9 月号、No. 807）は「構想力」として特集を組んでいる。以上の 3 例の日本語表記は、その表記が異なってもその意味自体は大概において「…まず対象を全体として感じ取る能力（全体化）、これに明確な形を与える能力（造形）、そして不在の対象をわれわれに与える能力（現前化）」からなり、「これらが一点に向かって総合されたもの、つまり「全体化された対象に《形》をあたえ、それを介して《不在の対象》を具体的なものとして現前化する力」を發揮するものが想像力ということであろう、すなわち想像力は「三つの局面からなる」（厚東洋輔『社会認識と想像力』ハーベスト社、1997 年、13 頁）ことが特徴的である（『毎日新聞』1991 年 10 月 14 日朝刊 「読書」欄。今田高俊「書評—新たな秩序の模索へ指針示す—」参照）。このほかには、山下信男『都市の社会的構想力—空間の生産の危機—』（新時代社、1996 年）は《対位法的寓話》として「焦燥の民の構築した経済大国は、成長を加速させることによつてのみ保ち続けられている…。他方の退屈の民（原意味作用の左への送り手）も、人間本来の運動原理に備わる否定的な要素（退屈）をテコにした反発力で、天にもとどく“バブルの塔”づくりを思い立つ…。……。こうして、自意識の高い東西二つの神話的民族は、“焦燥”と“退屈”という対位法的な二つのムーブメント・アプローチで、共通の“不可能”に挑んだ」（11、12 頁）とし、「(ミルズの) 表題の“社会学的想像力”は、「方法一般や理論一般をめぐる精巧な討議」に明け暮れるアカデミズムに疑念を抱いていたミルズが、個人の生活体験に基礎づけられた“職人氣質の展望感覚”で社会学観を言い表したものである」（17 頁）とする。再びコールリッジの想像力にもどつて、彼が「想像力に対して空想力 (Fancy) というものを対立して考え、その相違を強調した」（岡本昌夫『コールリッジ評伝と研究』あぼろん社、1984 年、165 頁）のであり、また、ゴヤの「マハの故事」における対作品から作者が触発される、対想像の「構想」については前述・注 18) を 参照。そして、カントによる「万物の終焉／万物の終わり」で表現されている *Einbildungskraft* の邦訳は、カント 中山 元訳『永遠平和のために／啓蒙とは何か 他 3 編』（光文社古典新訳文庫、2006 年、111 頁）では《構想力》（「人間の構想力は、明るい光のもとよりも、暗がりのうちでしっかりと働く…」）であり、また、篠田秀雄訳『啓蒙とは何か 他 四篇』（岩波文庫、1950 年、1974 年 第 22 刷改版、2013 年、84 頁）は《想像

力》(「暗闇のなかでは、我々の想像力は、明るい光におけるよりもたくましくはたらくのを常とする…」)である。なお、原語(原作)と翻訳とが相互作用してこそ、時と場所を越えたもの、すなわち名作となるとの指摘もある(たとえば『日本経済新聞』2014年4月3日夕刊「夕刊文化」欄、沼野充義「越境する文学 1」)を参照)。最後に、カフカによれば、《目の前の現象はすべて幻影》であるので、近くで拡大して凝視しようと、遠くから俯瞰して眺めようと、どのような《みつめる》態様であつても、それらの行為はいずれも想像には至らない。先例、つまり、先行の対想像は出現しないことになる(頭木弘樹 編訳『絶望名人 カフカの人生論』新潮文庫、平成26年、198頁参照)。

- 186) ピエール＝マクシム・シュール 谷川 渥 訳『想像力と驚異』(白水社、1983年、「序論」冒頭)参照。
- 187) 渡辺洋三『法とは何か 新版』(岩波新書、2013年)6頁。なお、Ladies and Gentleman of the Jury—Greatest Closing Arguments in Modern Law—(by MICHAEL S LIFE, H. MITCHELL CALDWELL, BEN BYCEL)を、邦訳の題名として『最終弁論 歴史的裁判の勝訴を決めた説得術』(藤沢邦子 訳、朝日新聞社、2002年)とする例にみるまでもなく、法の初学者にはなかなか《市民による法の創造》を観念できないが、訳書の「解説(弁護士 松尾翼)」(同書351～357頁所収)によれば、原題の訳は「陪審員の皆様」であり、本書で6件の、弁護士・検察官が陪審員に語りかけた最終弁論(最終論告)を読者に提供するように、法の創造の主体はどこまでも市民である。本書を身近なものとして理解するには—アメリカでの「陪審制度を介して、かくも司法制度が民衆の日常生活に密着している」(351頁)—現実(事実)を、法学習期に文学作品を介して体験することが必要である。幸いなことに、文学作品(イアン・マキューアン 村松 潔訳『未成年』新潮社、2015年)は「…審理の雰囲気をありありと伝えて(くれ)る」(同、229頁、「訳者あとがき」より)のである。
- 188) 小野雄一『過剰社会の想像力 近代デザインの呪われた部分』(弘文堂、昭和62年)240頁。
- 189) 酒井邦嘉・曾我大介・羽生善治・前田知洋・千住博「[座談会] 創造的な能力とは 『芸術を創る脳』をめぐる」(『UP』2014年7月号、1～18頁所収)2頁、千住博・発言 参照。
- 190) 高内壮介『詩人の科学論 湯川秀樹の創造とゲージ場の地平』(現代数学社、1987年)25頁。
- 191) 尾高朝雄「法の窮極にあるのについての再論」(『国家学会雑誌』第61巻 第

- 6号、321～343頁所収) 329頁。
- 192) 後藤・前掲『科学と文学』94頁。なお、想像力は真理をも複数用意することができるが、これは、現在の今の時代に「『真理』が空位になった今こそ、世界という海原に飛び込むべき」(リュディガー・ザフランスキー著 山本 尤/藤井啓司訳『人間にはいくつの真理が必要か』法政大学出版局、1992年、223頁) ときである、とする社会的思いが強いからであろう。
- 193) ホラティウス 外山弥生 訳注『詩論』(研究社、昭和46年) 26、27頁。
- 194) しかし、近代の自由主義の中心的教義は「人間にとっての善き生 (the good life for man) あるいは人生の諸目的についての問いは、公共の立脚点からは体系的に解決不能であると見なされるべき」(アラスデア・マッキンタイヤ 篠崎 榮『美德なき時代』みすず書房、2012年、146頁) とされる。なお、ソクラテスが言う、「(ただ) 生きることではなく、善く生きること」について、岩田靖夫『よく生きる』(ちくま新書、2005年) 「はじめに」参照。また、ゲーテによれば、「構想をねり完成する」には、「大勢のなかで…隣人に照ら(す)」ことが必要である(ゲーテ「芸術家の歌」より。『ゲーテ全集 第1巻』潮出版社、1979年、339頁参照)。
- 195) 大村敦志「<巻頭言>学会誌の刊行にあたって—「法と教育のフォーラム」をめざして」(『法と教育』商事法務、vol.1 2010) 1頁参考。
- 196) 「大きな社会」は「善い社会」であるかどうかに関しては、パート・N・ベラー 中村圭志訳『善い社会 THE GOOD SOCIETY』(みすず書房、2009年) 5頁を参照。また、「善きサマリア人の注意」についてはシモーヌ・ヴェイ 田辺保・杉山毅訳『神を待ちのぞむ』(勁草書房、1998年) 282頁を参照。
- 197) 吉本隆明『共同幻想論』(河出書房新社、昭和56年) 1頁。
- 198) 「健全なる想像力」の「(一般的な) 健全」については、「…まず多様性の大きな広がりがあることを認め、その多元的な諸処の共同体から資源を引き出すことで、全体の善に必然的に関わるような事柄を見分けていこうとする…」(ロバート・N・ベラー 前掲『善い社会 THE GOOD SOCIETY』7頁) と説明される「善い社会」とも異なる。また、法諺として A good lawyer is an evil neighbour を「よい法律家は悪い隣人」(柴田光蔵『ことわざの法律学』自由国民社、1997年、108頁) と訳したり、さらには「グローバルに活躍する良き隣人」について「…法化社会では…法は市民にとって身近なものでなければならず、その中で法学部出身者こそ良き市民、「良き隣人」となりうる…」(左分春夫「グローバルに活躍する『良き隣人』となるために」『法学セミナー』2005年5月号、No.605、扉) とするものや、『『より良き立法』へのプロジェクト ハート=サククス (The Leagl Process) 再読』(高見勝利「『より良き立法』へのプロジェクト」『立

法学のフロンティア 3 立法実践の变革』ナカニシヤ出版、2014年、21～41頁所収)の「より良き」などとも異なるであろう。しかし、福沢諭吉「福翁百話」、第8話「善悪の標準は人の好悪にて定まる」をかりれば、「人に対してその人の好まぬ事を仕向けざるは善」(福沢諭吉『福翁百話』慶應義塾大学出版会、2009年、30頁)としており、善は積極性的消極のことで、想像力の批判性に繋がる。また、星新一 作「悪人と善良な市民」(星『宇宙のあいさつ』新潮文庫、平成17年、111～135頁所収)にあっては、「わたし」が平凡で善良な一市民であれば、夜中に拳銃を持って押し入ってきた者と「もみあっているうちに」、「暴発して」彼が死亡すれば、社会的(法的)には、その行為は正当防衛ということになるであろう。つまり「この行為は殺人ではない」のである。しかし実態は、「わたし」は善良の「つもり」と思い込んでいるだけのことで、かれはそのことを「わたし」の「わたしのレッテルは善良な市民」と胸を張って彼に告げる態度から読み取れるが、彼から観察して「わたし」の想像力は「すばらしい」の極致にあり、元・医師の彼の医学的知識を背景にすれば、盲腸は医学上「役に立たない」のが定説だが、「わたし」はその知識のないことで「とんでもないことを考え出す」可能性が高い、という一善良な市民である。したがって「悪党と善良な市民とのあいだには信用取引が成立しない」という意味では、どちらも対想像の出現の可能性があることになる。

- 199) ロジェ・カイヨワ 塚崎幹夫訳『イメージと人間 想像の役割と可能性についての試論』思索社、昭和63年、「訳者あとがき」183～194頁所収)183頁。
- 200) 小野正嗣『ヒューマニテイズ 文学』岩波書店、2012年)128頁。
- 201) 芦原義信『隠れた秩序 21世紀の都市に向って』中公文庫、1994年)カバー。なお、鷲田清一『大事なものは見えにくい』(角川ソフィア文庫、平成25年)参照。
- 202) 茨木のり子『茨木のり子集 言の葉2』(ちくま文庫、2010年)表紙カバー、参照。
- 203) ジャン・ラコスト著 阿部成樹 訳『芸術哲学入門』(白水社、文庫クセジュ、2002年)81頁参照。
- 204) 『法学セミナー』2000年12月号、6～9頁所収)6頁。
- 205) 同上、7頁。
- 206) 同上。なお、「いかに快適な生活ができるか」と質されても、<現在に>「・・・家々はあまりにも建てこみ過ぎている/人々はあまりにも近寄り過ぎている/・・・」ような、生活関係が複相してあまりにも、生活に余裕のない実態(川村信治「物語ができるためには」『川村信治詩集 幸福の擁護^{ようご}』能登印刷出版部、2016年、28、29頁所収)では、その実現は当然困難であるから、まずは、<過去に>定

着した「仕掛け」について、＜現在に＞事実関係の解明に「力」をつくし、少なくとも、＜未来に＞実現することを期待したい。とはいえ、根本的には、たとえば、「石と大理石で出来た」建物であるという、この厳たる事実は想像力との関連では「想像力をも判断力をも強襲して陥落させ（る）」ほどに、基本的原則ではある（今江祥智『幸福の擁護』みすず書房、2002年、191頁参照）。

- 207) たとえば、坂本百大・長尾龍一＝編『正義と無秩序』国際書院、1990年）「前書き」参照。これに対して、イェーリング『権利争闘論』の「法の目的は平和であり、これに達する手段は闘争である」を解説して「法の理念は正義」とするものもある（末川博「法の理念は正義である」『法学セミナー』1975年5月号、239号、2～7頁所収）。
- 208) 尾高朝雄『法の究極に在るもの〔新版〕』有斐閣、昭和54年）2頁。
- 209) 同上、5頁。
- 210) 井上茂『法の根底にあるもの』（有斐閣、1989年）第1章「法の根底をもとめて」参照。
- 211) 奥平康宏『憲法の想像力』（日本評論社、2003年）2～24頁所収、4頁。
- 212) 木村草太『憲法の創造力』（NHK出版新書、2013年）6、5頁参照。なお、創造との関連については、「創造性を自己目的化してはいけ（ない）。創造性があっても間違っている議論や変な音楽よりは、創造性に乏しくても正しい議論や美しい音楽の方が世のため人のためにな（る）」（長谷部恭男『憲法の Imagination』（羽鳥書店、2010年、229頁）とし、民法分野では「…民法は、条文に書いてあることと違うことをしてもいい…という部分が結構ある。…その部分では、まさに市民の「着眼」も「発想」も生きるのである」（池田真朗『民法は面白い』講談社現代新書、2012年、20頁）といわれる。そのほかに、事物の本当の姿を見るためには「心を白紙にして社会をみるだけでは不十分」（川端毅「認識能力と構想能力」（『時の法令』1983年7月15日号、通巻1453号、67～73頁、69頁）として、能動的なもののかを「成す」ことを要求するが、その一つが想像力であり想像であり、構想力とされる。また、「制度的想像力」（中山竜一『ヒューマニティーズ 法学』岩波書店、2014年、「はじめに」）については、社会的（法的）な観点からの「社会」の厳密な定義が前提となるのに、社会の定義は広大で、ほとんど不可能に近い。現に「法」の定義がかなりの困難をともなうことはよく知られているところであり、カントの「法学者は今もなお法の概念についての定義を捜し求めている」という言葉はつとに有名である。まさに、従って現実的—実践的—には法の定義は「法的なもの」の追究に置き換えられているのである。さて、たとえばフランソワ・ダゴニエによれば「イメージ、想像力、想像的なもの」という、この種の登らざるをえないのは、とり

わけ、第一段目〔イメージ〕の信用を失墜させるための武器として役立つ。すなわち、そうした階段は、われわれを天まで昇らせ、そして、われわれを重力から解放するように見えるが、実際は、そうした階段は、想像的能力をむなしく働かせるという条件でのみ容認する。したがって、称賛されるのは行為のみであり、行為が生み出すものではない」(フランソワ・ダゴニエ著『イメージの哲学』(法政大学出版局、1996年、「第二版の序文」、ix～xvi頁、xiv頁)とされ、また「無化作用を持つイメージは、われわれに何も教えてくれない。すなわち、イメージは、すべてのものを受け容れるが、決して与えはしない」(同、36頁)が、しかし「—われわれに従えば、論理的に—に取って代わる」(同、37頁)とされる。さらには「イマジナリー」に関して、サルトルは「想像界とはあらゆる場合に於いてそれに向かって現実存在が超越される具体的な「何ものか」である。想像界が事実上措定されない場合には、現実存在の超越と空無化とは現実存在界のうちに埋没されていて、超越作用と自由とはそこにあることはあるが、しかしそれらは表面にあらわれておらず、人間はこの世界の中に押しひしがれており、現実界によって貫ぬかれており、人間はもつとも事物にちかくなっている」(サルトル 平井啓之訳『サルトル全集 第12巻 想像力の問題』人文書院、昭和29年、358頁)という。

- 213) この古い法諺(注1 参照)は「...私は不幸此の有名なる句の出所を知るを得ぬ(田中耕太郎「世界法の理論」)...」(高梨公之『法の名言とことわざ集 その出典・背景・事件 人物のすべて』日本ライフブックス、昭和47年、43頁)と評されている。
- 214) 『日本経済新聞』2015年3月13日朝刊 「春秋」。
- 215) 「カナリア」を、まったく周囲の背景から乖離している組織と、純然たる組織内での特定の組織との2組織の「間(あいだ)」を、自由に往来できる、外部に独立した概念と設定する。「システムはみずからの作動によって自己自身を基礎づける」が、基礎づけはくどこまでも、二次的な問題>でもある(H.R. マトゥラーナ/F.J. ヴァレラ 河本英夫訳『オートポイエーシス 生命システムとはなにか』国文社、1999年、「解題」248～314頁所収、310頁参照)。なお、オートポイエーシスと「法社会学」の関係について、同書、「訳者あとがき」(315～317頁所収、315頁)参照。アメリカは、ロバート・P・バーンズによるいわゆる「正式事実審理の終焉(death of trial)」に関連して、正式事実審理の衰退を歓迎する見方があることも事実だとしながらも、陪審の急激な退潮傾向は他の民主的制度をも毀損せしめる危険性があるとして、陪審にカナリアの役割を期待する(丸田隆「アメリカの正式事実審理は衰退しているか」(『アメリカ法』2012-1、107～111頁参照))。しかし、12人の陪審員は現在においても「素人であり、事

件に適用すべき法規が何であるかを十分理解していない」（古賀哲夫「アメリカにおける陪審制の一側面」『法学セミナー』1976年3月号、250号、22～29頁所収、24頁）市民集団とみなされて、裁判官による「説示」を受ける制度的設計となっているため、この「アメリカの古い制度は果たして存続させるだけの合理性があるのだろうか」（同上、29頁）と疑問がだされることもあり、また、大陪審と小陪審の呼称にいたっては「両者が果たす機能のちがいで生じた呼称ではなく…単なる伝統的な呼称にすぎない」（篠倉満「英米の小陪審制度と大陪審制度 陪審制度の復活もしくは採用を期待し、英米の小陪審と大陪審とのちがいをさぐる」『法学セミナー』1973年6月号、211号、161～166頁所収、162頁）とされる歴史的な、非合理的な事情からすれば、批評するカナリアとしての文学者の、その「感覚」が新たな時代の、新たな法の「創造」に貢献することになりえても不思議ではない。もちろん、このように「警鐘を鳴らせる」のは合理的でありえて、科学的な事象に対して堂々と「豊かな想像力を働かすことのできる文学だからこそ（傍点は筆者）」（中村桂子「土地はだれのものか」『中日新聞』2012年10月10日朝刊 13面 <文化欄>）と評される文学の性格から自然にくるものなのであろう。

- 216) 文学のみが「法的領野」にかかわってくるのではなく、倫理的・政治的・技術的・経済的・心理＝社会学的・哲学的、等々の領野も計算されねばならない（ジャック・デリダ著 堅田研一訳『法の力』法政大学出版社、1999年、73頁参照）とされる。
- 217) もちろん、直接に、「法—関連—作品」と目されない、一般の作品（活字）に「接する」体験が基本となるような、たとえば、松永暢史『将来の学力は10歳までの「読書量」で決まる！』（すばる舎、2015年）や、そして名作をまったく別の角度から読解してみせる、宮川俊彦『「名作」で鍛える トコトン考える力』（毎日新聞社、2010年）等を参照。とくに、荒川洋治は「文学は、厳密な文章表現をとおして、人間の思考や想像の力をつくってくれるもので、実学である」（『文学の門』みすず書房、2009年、170頁参照）という。なお、小稿は「書物」の「文言」を念頭において述べているのであるが、たとえばユスティティア（テミス）「像」（—実際には、多くの場合、「図」になるであろう—）をも利用して、重層的に「法とは何か」を考える必要がある。
- 218) «当該作品は、それを読む学習者のためにだけに「存在」する»というのは、法（—法律ではない—）をして、田舎からの「一人の人」（原典では ein Mann vom Lande, 英訳ではたとえば a man from the country, そして邦訳ではたとえば「一人の田舎の男」であり、漱石の「草枕」の場合、「人の世を作ったものは神でもなければ鬼でもない。やはり向こう三軒両隣にちらちらする」ところ

の「ただの人」である)にかからしめる、カフカ「掟の門」(Vor dem Gesetz)と同趣旨である。この点についてジャック・デリダ 三浦信孝・訳『カフカ論「掟の門前」をめぐる』(朝日出版社、1988年)参照。さらに、双葉亭は「平凡」で、もっと直截的に「私は地方うまれだ」と表現している(双葉亭四迷『平凡』新潮文庫、平成2年、9頁参照)。

219) 埴谷雄高『闇のなかの黒い馬』(河出文藝選書、昭和50年)15頁参照。

220) ただ、确实・精査な努力を続行するには「真夜中にも神の登場」が必要となるだろう(海堂 尊『アリアドネの弾丸』宝島社、2010年、305~310頁参照)。しかし、カフカにおいては一般的な正義の女神の肯定的な評価観とは異なり、「審判」第7章で正義の女神の「踵」に翼をつけて飛ばすことさえしている。正義の女神の持つ天秤は「揺れて、正しい判決はできない」と、最終の判断に彼女が決定的に関与することに懐疑的なのである。

221) 福田恆存『日本を思ふ』(文春文庫、1995年)159頁。

222) J・ブルーナー著 岡本夏木・吉村啓子・添田久美子訳『ストーリーの心理学 法・文学・生をむすぶ』(ミネルヴァ書房、2007年)69頁。

223) ユスティティア像の「目隠し」は、アダム・スミスの、調整の手段が「見えない」ことや、サン・テグジュベルの、真理の本質が「見えない」ことに関して、それらの事象が単に受動的現実であることにとどまるのに対して、彼女のその「見えない」事象は事実認定をなす際には主観にたよらず客観的におこないたいとする旨を象徴している点で、多くの学習者の関心を集めているが、むしろ彼女が踏みつけている「書物(聖書、あるいは法規集)」の実態はいかなるものか、そして、その踏みつけられているものと蛇との「関係」はどのようなものか、に注意を払いたい。彼女が踏みつけているものが一般的な文藝作品であるとするれば、根源的に「法の学習」に文学作品を利用することは、適さない、ということになり、小稿の趣旨とは異なったものになってしまうからである。なお、「(障がい者)をカワイソウヤから助ける」というのは差別になりかねず、どの種の配慮をすべき(あるいは、すべきでない)かは、「相手の立場から考える」必要があり、その際「目に見えないものを大切にしたい」と評する福井達雨/編 馬嶋克美/絵・文字『こわいことなんかあらへん』(偕成社、1987年)の巻末解説を参照。

224) ここで、「よい(よく)」の事象は「比較的」であることを、各種のプラトン「ソクラテスの弁明」において、確認する。すなわち、

1. 「…どちらがよいのか、誰にもはっきりわからない…」(田中美知太郎訳『プラトン全集 1』岩波書店、1986年、114頁)
2. 「…どちらがよいのか、誰にもはっきり分らない…」(田中美知太郎・池田

美恵訳『ソクラテースの弁明・クリトーン・パイドーン』（新潮文庫、平成25年、83頁）

3. 「…両者のうちのいずれがいつそう良き運命に出逢うか…」（久保 勉訳『ソクラテースの弁明 クリトーン』岩波文庫、1998年、59頁）

4. 「…我々のどちらのほうにより善いもののほうへ向かっているのか…」（三嶋輝夫・田中享英訳『ソクラテースの弁明・クリトーン』（講談社学術文庫、2016年、85頁）

5. 「私たちのどちらがより善き運命に赴くのか…」（プラトン・納富信留訳『ソクラテースの弁明』光文社古典新約文庫、2012年、106頁）

6. 「どちらが『善い生き方』か…」（プラトン原作 横井謙仁漫画『＜マンガで読む名作＞ソクラテースの弁明』日本文芸社、2012年、160頁）

7. 「…われわれのいずれがより大きい幸福へ赴くことになるか…」（プラトン山本光雄訳『ソクラテースの弁明=エウチュプロン、クリトーン』角川文庫、昭和53年、99頁）

8. “The time for me to go has arrived. We must go out separate ways-I do die, and you to live. Which is better , only God knows. “（プラトン『Apology ソクラテースの弁明』IBC パブリッシング、2013年、63頁）

以上。

- 225) 法を学ぶ姿勢（時期）は、＜未来に＞少数派である一部の法律家と、＜現在に＞すべての初学者、との両者に、区別はない。たとえば寺田寅彦の「実験としての文学と科学」（『科学と文学』岩波講座 世界文学、昭和8年、14～18頁所収）によれば、根源的に優れた作家の、優れた作品は「或る特殊な人間を試験管に入れて、此れに特殊な試薬を注ぎ、或は熱し又冷する」ことで、その変化を間接的に観察し、あるいは「スペクトル分析にかける」ことで、将来の変化を予測してみせているように、作中の造形せられたヒトを「試験管の中のモルモット」として、よくよく直接的に観察され、管理された似非人間社会の一員として描いてみせて、区別する意図など微塵もないのである。「法」の学習にあっては、どのような個人的境遇にあらうとも、どのような目的意識を持っていようとも、この、人の観察行動をして文藝作品は「法」と結びついており、「対象の凡てが作者の中にある」（同上、15頁）ことからして、「古典的作品の利用」は推奨ではなく、もはや必然であり、義務とまでいってよい位置にある。また、中野重治は「法と詩人」（『中野重治全集 第十一巻』勁草書房、1979年、202～209頁所収）のなかで「文学は法律の終わるところに始まる」（同、203頁）というように、初学者には一般的には文学が優位の関係にあるが、これは、文学の中の法として、法の学習に文学を利用する観点であろう。これに対し、三

島由紀夫にいたっては、「法學士と小説」(『荒野より』中央公論社、昭和44年、148～151頁所収)で、文学作品を介して学んだ事物／概念に関して「かつて学んだ知識が幾分でも役に立つかといへば、さういうものでもな(い)」(同、150頁)とのべ、小説というものは「つくづく厄介な仕事で、情感と理知がうまく融け合ってみなければならぬ」(同、149頁)という厳密・端正な性格を持つ分野であるからして、容易に他の分野の《お手本》になっている余裕がなかった自身のその心境を、現実に体験した『宴のあと』事件を例にして、さんざんに逡巡してのべるが、結局、法律学は三島にとり、彼の「法律と文学」(『私の遍歴時代』講談社、昭和39年、168～170頁所収)によれば根源的に、「いつか完全に文学的に変形され、法律学自体への、学問的興味はなかった」(同、170頁)分野であり、初学者には一般的には、法と文学とは対等の関係にあるもの、となっている。文学としての法として、法の学習に文学を利用する観点である。しかしながら、法分野においては、もとより擬制された《決着をつけなくてはいけない》性を理解するのに、文学分野の措定された《終結した未完成》性を指標にするところに初心者には無理があるのかもしれない(この、《未完の連続》性について、たとえば亀井勝一郎『日本の智慧・西洋の智慧』三笠書房、1965年、176頁参照)。もともと、早期に、そし批判的に利用したいものは小稿でいう、この「法」分野の理解についてだけでは、恐らくないであろう。文学を、「自身・文学を含めた観察・考察の対象に据えた物を過去・現在・未来に自由に往来させ、そこからえたものを現在に展開・表現した」ものということが許されるならば、この展開性・指導性はどの分野の学習でも同じであろうから、「○△と文学」の題目で、文学作品を利用して「○△」を追究する方策が多くの分野で採用されても、何ら不思議でない。しかし、佐高信は「多くの作品が『社会』から離れ、『現実』を映すことがなくなってしまった」(佐高『文学で社会を読む』岩波現代文庫、2001、はしがき)と嘆き、むしろ文学は「ある種の賭に通用する規則にすぎないものを、全生活の根本法則として示そうとする」(C・E・マニー 三輪秀彦訳『文学の限界』竹内書店、1968年、263頁)と指摘し、その非展開性を擁護するのであるが、これは「『想像力』に根拠を置かない・彼方の進歩というもの(を)すべて禁じ・る」(同上、258頁)とする指導性の裏返しなのだろうか。べつに、「子どもは、まだこの世のなかのことをよく知らない。それがどんな原理で成りたっているのか、まだよくわかっていない」(永井均『<子ども>のための哲学』講談社現代新書、講談社、2015年、13、14頁)だけのことで、あまりにもの比較は慢性の拙速になりかねない、のではないだろうか。

226) 文学作品(文藝作品)は、その発表(制作)された時代の流れのなかの一時点

での、その時点で、〈現在に〉存在している。そして、いまここに存在している作品は発表の瞬間から、直ちに、〈過去に〉繰り入れられ、その現在は、すべて過去と同義である。そして、現在は「仮、臨時」であり、永遠に、〈未来に〉おいてであっても、《現在》でもある。したがって、文学作品（文藝作品）は当時の社会的装置を含む物語を《休む暇もなく展開している》ことになるから、事実を事実として、歴史の流に逆らわず、描写対象を忠実に表現している文学を利用して、自己分野の〇△を究める動きが出てくるのは当然のことである。すぐれた文芸作品は「(悲しみも哀れも《心》を叙する心もなく)ただ眼前の風景を《事実》としてうけとる」(吉本隆明「事実の思想」『吉本隆明全集 12』晶文社、2016年、172～194頁所収、189頁参照)のみである。ところで民事紛争解決にあつては、法的判断が間違いなく行われることが重要であることはいうまでもないが、その前提として、事実の認定が正確に行われることが何にもまして重要である(伊藤滋夫『事実認定の基礎』有斐閣、平成14年、1頁参照)。

227) 要するに、「一方の分野(文学)から、他方の分野(法)へ」の「交流(学際)」現象のもとでは、《法と人生(文学)》の「関係性」(たとえばエドモンド・カーンは、その著『法と人生』西村克彦訳、法政大学出版局、昭和32年の「はしがき」で「法律的な素養のない一般人を対象として(いる)」という)を、《学習》するに際しては、現実世界のなかで生起する事象はどんな些細なものであれ、絶対的な、厳しい「二者択一」の、特殊・専門的な「選択行動・意思表示」の事象設定が基本的な前提となる^{いち}ところ、一芸術作品そのものはすべて《各種の、各段階の、初期の学習者》に、その現象を具体的に解決すべき方策を案内する役を、荷っているのである(たとえば「現状を維持するか、打破するか」の「二つの道」について、小田島雄志『シェイクスピア名言集』岩波ジュニア新書、1987年、131頁参照)。

228) その批判精神の重要^{じょう}さというものは、たとえばトマス・モアの「ユートピア」の目的が、その実現にあるのではなく、「現実社会とユートピアを対比させることにより、現実社会を『批判』すること」にあることで、よく理解できるであろう(佐和隆光『経済学のすすめ—人文知と批判精神の復権』岩波新書、2016年、184頁参照)。この点つき、アランは「人の世界を左右する」ことができるほど魅惑的な想像力ではあっても、想像力そのものは「なにもつくりだすことができない。なにかをつくりだすのは行動である」(アラン著 齋藤慎子訳『アランの幸福論』朝日メディアインターナショナル、2016年、19頁)といい、また、「行動することで得る幸せ」は想像できるものでなく、「イメージを描くことは無理」という(同、120頁参照)。

- 229) 寺田寅彦は自身の科学者としての生活のうちに「文学の世界」を考え、人文的な伝統世界にも社会的、自然的世界での《事実は事実として》の思考法の必要性を肯定し、そして擁護もし「科学と芸術は結びつく」ことになり、「科学の進歩は人間生活を規格化する」と予言することになった(角川源義「解説」、寺田寅彦『科学と文学』角川書店、昭和23年、302~304頁所収、参照)。物語文学を利用することは当該分野を具体的に理解するのによく益し、「事実の連綿の中に法がある」という社会においては、法は「社会生活の事実として行われている有様を探究しなければならない」(尾高朝雄『法と事実』朝倉書店、昭和24年、2頁)という任務を割り振られている分野ではあって、たとえば複数の作家の「住居観」を探究するのに作品、「陰翳礼讃」を利用して効果を高めるなどしており、作品のうちに見出そうとする場合などは、利用度はかなり「高い」(前久雄『文学の舞台 住まい』(東京美術選書、昭和61年、171頁参考)とされるが、法分野での利用はそれほどでもない。すなわち、総合分野としての位置にある社会(科学)の分野にあっては、文学を利用する機会は、総体的には、「高い」(たとえば、佐高信『文学で社会を読む』岩波現代文庫、2001年参照。なお、小稿では本文が4-2 2 および 注が 注152)を参照)傾向にあるにもかかわらず、個別の法分野にあっては、「低い」のが現実である。こうした現実のなかで、法の理解を「より」効果的にするには、作品の利用を云々する以前に、一般的な読者の心構えとして、まずは「良い本」を時間・空間(場所)的現実に限定される個人的想像で読み続けることが望まれる(M.J. アドラー C.V. ドーレン 外山滋比古『本を読む本』講談社学術文庫、2010年、参照)。ついで時間的現実に限定されないで知識を蓄積して(小林秀雄『小林秀雄全作品13 歴史と文学』新潮社、平成15年、参考)、常に二項図式(注9、注21 参照)の型に持ち込み、また持ち込むだけでなく、「法」は、<現在に>重層的(—道徳規範が単層のまま妥当するのに対し、法規範は二層どころか三層(行為規範と裁判規範の二層が、組織規範という第三の層を基盤にして、成り立つ)構造であることについて善家幸敏『法学概論 第二版』成文堂、平成3年、13~17頁参照—)であることに留意して、思考を継続しなければならない(能見久「新学期のはじめに」『法学教室』2000-4、1頁参照)という2点が基本となる。
- 230) 事実、先生はすでに「法と文学」分野の歴史の早い段階から推奨されている。なお、先生による『文藝と法律』(国立書院、昭和23年、改訂版)の「學生諸君に贈る詞」を参照。
- 231) 一般に、文学作品が現実に起こった事件に取材することそのものは、特異なことではないことにつき、日比嘉高「プラウヴァーの誕生」(『思想』No.1030、51~66頁所収、特に59頁)を参照。